

指導者―国家―憲法体制における立法（三）

第一章 唯一の立法権者としての民族の指導者アドルフ・ヒトラー

第二章 三つの立法機関と立法形態

第三章 立法への党の関与

第四章 立法権の指導者権力化（以上、八卷一号）

第五章 指導者による法の告知

第六章 民族指導と立法、法律（以上、八卷二号）

第七章 刑法典編纂事業とその挫折

第八章 立法の終焉（以上、本号）

南 利 明

第七章 刑法律典編纂事業とその挫折⁽³⁹³⁾

一 刑法律典編纂事業の開始と草案の完成

勝利を収めた革命が、自らの世界観の体系化を眼目に、大規模な法典編纂事業に着手することは、ナポレオン法典の例を挙げるまでもなく、いわば自明の事柄であり、それ故、第三ライヒにあつても、強大かつ無制約的な立法権力を手にしたナチス政治指導部が、あらゆる法領域を対象に、法典化作業を計画し、実行に移したとして、何の不思議もなかつたにちがいない。その中でも、とりわけ刑法の改正作業が緊喫の課題とされたことは、刑法の内容と性格が一般に当該社会の世界観に強く規定されるものであること、さらに、一八七一年の『刑法典』が、その「圧倒的な自由主義的性格」⁽³⁹⁴⁾の故に、政治的敵対者等に対する「闘争法」⁽³⁹⁵⁾としての役割を果たしうるものでなかつたことから見て、当然のことであつたろう。

一九三三年四月二二日、この日が第三ライヒにおける法典編纂事業の出発の日となつた。ギュルトナーが閣議に「各ラント司法の強制的同質化及び法秩序の新たな形成のためのライヒ全権委員」の設置とフランクの任命を提案したことは既に紹介したとおりであるが、この時、彼は後者の任務に関連し次のように続けた。「ライヒ全権委員は、ライヒ法務省に設置が予定されている委員会に、副委員長として所属する。委員会は、法律の改革のための準備作業を委任されるものとする。委員会が取り組むべき課題は、刑法の改革を初めとして、刑事裁判及び刑事執行手続の改革、さらに株式会社法、和議法、著作権法、特許権等の産業上の権利に関する法、民事訴訟法等、（ナチスによる権力掌握以前から）改革のための準備作業がなされながら、議会の事情により決着に至らなかつた一連の立法作業の完成である。」⁽³⁹⁶⁾

編纂事業の着手を承認されたものの、ギュルトナーがもつとも重要な課題領域であるとした刑法改革のための本格的な作業に取りかかることができたのは、ようやく一九三三年秋のことであった。五月二六日の『改正刑法』や七月一日の『断種法』等の緊急立法による政權掌握当初の新たな事態への対応が一段落した後、ギュルトナーは、九月二五日付で、プロイセンをはじめ各ラント法務省に対し「仮提案」との副題を付した『一般刑法草案』を送付した。⁽³⁹⁷⁾ 事前にプロイセン法務大臣カール及びライヒ全権委員フランクにも回覧された『草案』は、五月六日のシュトゥットガルトでの法務大臣会議において了承された方針⁽⁴⁰⁰⁾のとおり、一九二七年の国会に提出された『刑法草案』を基に、ライヒ法務省がその後の新たな展開を踏まえて、「自由主義的個人主義的夾雑物を除外」⁽⁴⁰¹⁾し、加筆、修整したものであった。⁽⁴⁰²⁾ ギュルトナーは添付の書状の中で次のように述べている。「ライヒ法務省における刑法改革作業が再開され、新たなドイツ刑法典の報告草案が作成されるに至った。私は、今回、この草案を事前に報知することとした。報告草案は、晩秋に招集が予定されている刑法小委員会の審議の基礎となるものである。委員会の任務は、集中した審議により最終草案を作成し、一三四年春頃には法律が成立するよう、審議を可能な限り促進することにある。各ラント法務省が刑法改革の現状について承知することを目的に報告草案を送達するが、同時に、私は、刑法改革に関し、とりわけ実務の領域から生じる希望や提案を早急に私宛にお寄せいただくようお願いするものである。」⁽⁴⁰³⁾

「新たな国家の要請に合致したドイツ刑法典草案の作成」⁽⁴⁰⁴⁾が課題であった。一〇月初旬に委員会の構成を策定し終えたギュルトナー⁽⁴⁰⁵⁾は、この件に関しライヒ首相から承認を得た後、⁽⁴⁰⁶⁾二六日付で各委員に招集状を送付、⁽⁴⁰⁷⁾最初の会議を一月三日に開催することを通知した。⁽⁴⁰⁸⁾ライヒ法務省で行われた開会式において、出席者を前に、ギュルトナーの口から明らかにされた委員会の構成は以下のとおりであった。委員長にはライヒ法務大臣であるギュルトナー自身が就任、副委員長として、バイエルン法務大臣フランクが「ライヒ全権委員としての彼の職務の故に」、また、プロイセン法務大臣カール

ルが「ライヒ法務大臣の」特別の要請に基づき、それぞれ就任した。委員として、後日の更なる補充を条件に、ライヒ法務省次官であるシュレーゲルベルガーとフライスラーの他、学界から、新世代を代表して、メツガー(ミュンヘン大学)とダーム(キール大学)、旧世代を代表して、コールラウシュ(ベルリン大学)とナグラー(プレスラウ大学)が、実務界からは、クレー(ベルリンラント裁判所部長)、グラウ(デュッセルドルフラント裁判所長)、ローレンツ(ライプツィヒラント裁判所長)がそれぞれ任命され、さらに、専門委員としてプロイセン及びバイエルンの両法務省から参事官であるクローネ、リーチュ、デュールの委員会への参加が紹介された。⁽⁴⁰⁾この日の会合は、審議の対象を当面の間総則の基本原則に限定すること等、今後の委員会審議の方針についての簡単な紹介と次回開催日を決定して解散したが、この日留保された委員の補充に関し、ライヒ法務省は、第二回委員会の四日前、実務界から、ゴルト(弁護士・公証人)、W・ライマー(ベルリンラント裁判所検事正)、K・ライマー(ニュルンベルクフルラント裁判所長)の任命を發表した。この時点で、委員の総数は、委員長、副委員長を含めて一五名となり、その内、フライスラーやメツガー、ナグラー等七名がドイツ法アカデミーのメンバーであった。⁽⁴¹⁾

一月二七日に始まつた総則に関する第一読会は、ギュルトナーがいうところの「刑法の本質に関する見解の変化をもつとも明瞭に表現する諸問題」——「罪刑法定主義、危険刑法か侵害刑法か、正犯と共犯、量刑、可罰的行為の分類、責任論、刑罰、保安矯正処分、時効等」——をテーマに、延べ一八日間に及んだ会議を経て、一九三四年三月三日に予定の審議を終了した。⁽⁴²⁾先の一九三三年九月二五日の『報告草案』及び同年秋にカールにより出版された『ナチス刑法(プロイセン法務大臣覚書)』を基に進められた審議の結果は、刑法委員会の下に設置された小委員会からの提言を加えた上で、『草案——総則編』の形にまとめられ、五月一二日付で、ライヒ官房、関係大臣、各ラント法務省に送付された。⁽⁴³⁾これと合わせて、ギュルトナーは、審議内容の報知を目的に、七月一二日、第一読会で發表されたフライスラーやシェ

フアー、クレール等の一一編の報告を集めた『将来のドイツ刑法（総則）——刑法委員会事業報告』⁽⁴⁷⁾を、自らの序文——「刑法改正事業の経過と現状」——を付した上で出版している。総則の審議に引き続き、各則に関する第一読会が一九三四年四月一六日から開始され、殺人罪や傷害罪等の従来型の犯罪に加えて、民族に対する裏切、人種及び遺伝素質に対する侵害、民族の健全性に対する侵害、婚姻及び家族に対する侵害、民族指導に対する侵害、国防力に対する侵害等をテーマに、延べ三六日を費やし、同年九月二九日に審議を終了した。⁽⁴⁸⁾翌年四月一二日付で、ギェルトナーは、先の総則編と同様、シャフシュタイン、ナグラー、メツガー等の三三編の報告を集めた『将来のドイツ刑法（各則）——刑法委員会事業報告』⁽⁴⁹⁾を出版している。

二つの読会の審議結果は引き続き編集委員会の手により『ドイツ刑法典草案（刑法委員会草案、一九三三／三四年第一読会）』⁽⁵⁰⁾としてまとめられた。第一読会での審議未了を理由に空白のまま置かれた「前文」の後、各則編、総則編の順に構成された全四三六カ条から成る『草案』を、ギェルトナーは、一九三五年一月八日付で、「内容の周知、関係する項目についての検討、修正希望の聴取」を目的にライヒ各省、プロイセン首相、プロイセン財務相、秘密国家警察局長、ナチス党、ドイツ法アカデミー、ナチスドイツ法曹連盟宛に、三月一日までの回答期限を付して、送付した。⁽⁵¹⁾これに対しては、国防大臣、郵政大臣、交通大臣、労働大臣等から回答が寄せられたが、以下に国防大臣の修正提案の一部を紹介しておこう。「第一〇九条はライヒ政府の構成員に対する暴力行為につき、また第二一四条は党指導部に対する同様の行為につき、それぞれ規定を置いている。ところが、国防軍指導部に対する暴力行為に関しては、何らの規定も存在しない。指導者兼ライヒ首相の方針によれば、国家は等しく国防軍と党に立脚するものである。国防軍指導部に対する刑法上の保護が党指導部のそれより低いものであつてはならない。それ故、私は、国防軍に対する侮辱行為を定めた第四四條の後に第四四條aとして『国防軍指導部に対する暴力行為』を置くことを提案するものである。」⁽⁵²⁾

第二読会は、第一読会の終了から半年後、一九三五年三月二二日に始まった。「可罰根拠としての刑法」、「実質的不法と類推」等の総則編に関する審議に引き続き、同年六月二四日からは「背反罪、大逆罪、民族への裏切」等の各則編の諸問題に関する審議に入り、一九三六年一月一七日、延べ四六日間に及んだ読会が終了した。⁽⁴²⁾ なお、途中、一九三五年六月二〇日の議事録に添付された出席者リストからは当初のメンバーであったフランク、カール、シュレーゲルベルガーの名が消え、代わって、ティエラック（ザクセン法務大臣）、ニートハマー（ライヒ裁判所参事官）、シャフシュタイン（キール大学）、ヘンケル（プレスラウ大学）等の名が見い出される。第二読会の終了後、ギェルトナーは読会の諸決定の検証を目的に小委員会を設置、フライスラー、ティエラック、ニートハマー、コールラウシュ、ダーム、シャフシュタインから成る委員会は審議の結果を『ドイツ刑法典草案（刑法委員会草案、一九三五／三六年第二読会、一九三六年七月一日現在における小委員会の諸提案の総括）』にまとめ、これを受けて、「第二読会の総括」を目的に、全体委員会が招集された。⁽⁴³⁾ 一〇月二六日から始まった委員会は三一日にすべての審議を終了、ギェルトナーは、最後に、「法律の公布後」に予定される祝祭的な記念式典での再会を約して、延べ一〇七回に及んだ委員会の解散を宣言した。⁽⁴⁴⁾ 前文と全四八三カ条から成る『ドイツ刑法典草案』は二月二日付でギェルトナーによりライヒ官房長官宛てに提出された。⁽⁴⁵⁾

その折々に作成された草案、及び委員会における審議の内容がドイツ民族に対し公表されることはなかった。先の『將來のドイツ刑法』はその代わりというべきものであったが、ギェルトナーは、刑法委員会が終了した同じ日、フライスラーと連名で、『新刑法——基本思想の案内』⁽⁴⁶⁾ を出版している。「われわれは指導者がわれわれに教えたドイツ民族の生存に関する諸見解を新刑法作成のための根拠とした」との序言から始まる『案内』は、巻頭に読会が前提とした「ナス刑法（プロイセン法務大臣覚書）」の主な「諸原則」を、中程に最終草案の「前文」を、巻末に刑法委員会の日程と簡単な記録を、それぞれ配し、その間にギェルトナーとフライスラーの論稿を挟むことにより、刑法委員会の全体的な

活動とそれを導いた基本思想を明らかにしようとするものであった。

さらに、ギェルトナーは、一月四日、刑法委員会の活動とその結果の報知を目的に、ライヒ法務省内で記者会見を開いた。二日後の『フェルキツシャー・ペオバハター』は、その発言を「ドイツ刑法の革新」との見出しの下に次のように伝えている。「二〇月三二日に刑法委員会はその任務を終了した。数週間以内に、活動の成果である刑法草案がライヒ政府に提出される予定である。刑法が元來道德的かつ政治的世界觀にその根柢をもつものである以上、国家の支配權をめぐり相互に相いれない世界觀が争つていた間、新たな刑法の創造が不可能であることは当然のことであつた。ナチス革命の結果、ようやくドイツ刑法を新たに構築する基礎が生み出されるに至つた。ただ、『我が闘争』や『党綱領』の中に基本の方針が与えられているとはいへ、こうした諸原則から法律を生み出す道程は、長くまた多くの労力を要するものであつた。党の長年にわたる戦いにより勝ち取られた世界觀を刑法の編纂のために全面的に利用し、刑法の全領域をそれに従つて新たに形成するという課題は、広範な作業を必要とし、それは委員会が党と国家の協力を得ることによりはじめて実現可能となつたものである。」この後、世界觀を表現するこれまでの代表的な立法例として、『常習犯罪者法』、一九三四年四月二四日及び翌年六月二八日の二つの『改正刑法』を挙げたギェルトナーは、さらに、『草案』の中から、新しい刑法思想を代表するものとして、責任論、保護法益——人種、遺伝素質、民族の健全性、国防力、労働力、名誉、家族、人倫等——を紹介した後、次のように結論した。「新ドイツ刑法は、以上からもわかるとおり、恣意的な觀念の産物ではない。むしろ、われわれの今日の世界觀、即ち、民族の感情及びわれわれの時代の必要性から生み出されたものである。ドイツ民族の世界觀との間に実現された内的融合から、われわれは今後以下の事を期待しうるであろう。即ち、新たな刑法は、ドイツ民族の法的平和を実現し、民族を不法から強力かつ計画的に保護し、真面目な民族同胞に安全の感情を与え、民族の平安のために真なる正義に奉仕する、そうしたことのための有能な一つの道具となるにちが

「ない。⁽⁴³⁾」

二 法典編纂をめぐる党と国家の確執

一月四日の記者会見において、ギェルトナーは、草案がナチズムの世界観に立脚するものであることを強調し、また刑法委員会への「党の協力」に言及したものの、編纂事業の全体が必ずしも党との全面的な協調関係の下に進められたものでなかったことはたしかである。その間の事情は、一旦退会したゴルツが、闘争時代における党の弁護士としての経歴を買われ、一九三五年五月以降「党の代表者」として再び委員会に参加し、⁽⁴³⁾またその彼が、先の『新刑法』にメッセージを寄せ、「指導者の意思の中で党と国家の合一が実現される。新たなドイツ刑法はかような党と国家の合一化への企ての一つの証明であり、今回の事業に参加したすべての者は〔編纂事業を通じて〕その実現を望んだのである」と語ったにせよ、変わりがあるわけではなかった。既に、刑法委員会の開会式に、副委員長であるフランクが自らも候補者の一人である一月一二日の投票に向けた選挙運動を口実に姿を見せず、ライヒ全権委員機関に所属する上級参事官シュラウトを自らの代理として送り込んだところからも、⁽⁴⁴⁾刑法委員会と党の、より端的にはギェルトナーとフランクの確執の存在に気づいた者は少なくなかったにちがいない。

果して両者の確執の原因は何であったのか。四月二日の閣議においてライヒ全権委員フランクの専門委員会副委員長への就任をとりつけたギェルトナー側の思惑を、グルーフマンは次のように解説する。即ち、「ギェルトナーは、ライヒ全権委員を法務省に取り込み、従属させることにより、彼に付与された特別な権能を改革のために利用しようとしたのであり、また、党法制局長官の協働をとりつけることにより党が競争的な権能を主張することを防止し、さらには法務省と党の協力関係を築くことを意図したのである」と。⁽⁴⁵⁾むろん、これに対し、自ら進んでライヒ全権委員の地位を求めたにせよ、フランクの意図がギェルトナーのそれとはまったく別のところにあつたことは間違いない。先の閣議から

三週間後、フランクは、五月一二日にベルリンで開催されたナチスドイツ法曹連盟も参加した「ドイツ法とドイツ司法のための」集会において、法典編纂事業の主導権を譲る考えのないことを次のようにはっきりと確認してみせたのである。「ドイツ法のための戦いはナチズムが所掌する課題であり、もっぱら運動の代表者により指導されるべき事柄である」と。この集会から一カ月半後にドイツ法アカデミーが設立されたことは、それが定款の中で「法案の作成、準備」を自らの課題として掲げていたように、ギェルトナーの専門委員会に対抗せんとする意図によるものであったことはいうまでもないであろう。

この間、ギェルトナーの側は、刑法委員会の開催に向けた準備のため、フランクに対し、五月三二日付の書簡の中で、刑法委員会の構成に関し、ナグラー、コールラウシュ、シャフシュタイン、メツガーと並んで、彼の勢力圏であるミュンヘンからエバーマイヤー、ベルトラムの名を挙げ、ライヒ首相の承認を得るためとして、事前の同意を求め、さらに、六月九日にはライヒ法務省により作成された総則編を、そして、九月二日に同じく各則編をそれぞれ送付し、事前の協議への参加を呼びかけたにもかかわらず、これらのいずれに対してもフランクは一切無視を決め込んだという。両者の協議はようやく一〇月に入って実現され、ベルトラムをライマーに差し替えるといった合意が取り交わされたものの、フランクの側に端から積極的な協力意思などなかったことは明らかである。一〇月二六日付の刑法委員会の開催通知に対し、翌二七日、会議の開催を「委員会規則が制定されるか、少なくとも（十一月一二日の国会）選挙が終了するまで」延期するよう求める電報を返したフランクは、この前日、ベルリンで記者会見を開き、ギェルトナーに対し明白なノン・ヌキつけたのである。会見の様子は、翌日の『フェルキツシャー・ペオバハター』は、「ライヒ全権委員フランク博士。ナチス国家における法生活の改革について語る。」との見出しとともに次のように報じている。「今回の会見で、フランク博士は、彼に委ねられた法改革の課題に関し詳細な説明を行った。……博士はライヒ全権委員の立場から（法改革の

ために」必要となる委員会の設置を明らかにした。その内、刑法委員会に関しては、古くからの闘士であり、法務省次官であるフライスラー博士が副委員長に任命され、今後四、五カ月以内に新刑法典の完成を目指すとの方針が明らかにされた。」引き続き、民事訴訟法、民法、経済法の改革方針に触れた後、最後に、「ライヒ全権委員の身分」に関する発言が紹介されている。「ライヒ法務省とライヒ全権委員の関係に関し、フランク博士は、これまで一般に誤解があつたとして、以下の見解を披露した。即ち、ライヒ法務省がライヒの行政機関であるのに対し、ライヒ全権委員は、法改革という特別任務を負つた、ライヒ首相に直屬する、完全に独立のライヒ機関である、と。さらに大臣は次のように続けた。ライヒ全権委員はナチス党ライヒ法制局長官と一体化した恒常的機関であり、その結果、今後、法の領域において、党の世界観が国家の中にもつともスムーズな形で注入されることになるであろう、と。」⁽⁴⁴³⁾

この会見が明らかにしたとおり、ギュルトナーとフランクの「力くらべ」⁽⁴⁴⁴⁾が単なる会議の日程をめぐる駆け引きでなかつたことはいうまでもない。それは単に一つのきつかけ、口実に過ぎなかつた。法改革の主導権がいずれにあるのか、それが問題であつた。フランクの仕掛けた攻撃に、律儀にも「会議の延期は諸般の事情により不可能である」との電報⁽⁴⁴⁵⁾で応じたギュルトナーに対し、フランクは二七日付で書簡を送り、その中で改めて先の会見の内容を繰り返すことになる。彼は、先ず、ギュルトナーが進めている計画を「ライヒ大統領閣下並びにライヒ首相閣下からドイツ法の改革のために私に個人的に与えられた任務及び全権と合致するものではない」と一蹴した後、さらに自らの地位と任務、権能について次のように続けた。「私は、ライヒ全権委員としての資格において、私が所掌する法改革を準備すべく、四つの委員会を設置した。そのメンバーの幾人かはあなたが予定している委員会からも参加を求められている。しかし、法改革がライヒ全権委員である私に与えられた任務である以上、私は、われわれの委員会が法改革の作業に関し優先権を有することを主張せざるをえない。ただし、委員会の審議の結果をあなたに随時報告し、あなたがこの結果をあなたの望み

どおりに内閣に提出しうるよう、配慮することにやぶさかではない。また、あなたがわれわれの委員会の作業に参加することを、心から歓迎する。なお、委員会の招集を一月二日に延期するようにとの私の希望が叶えられなかったが故に、残念ながら、この場を借りて、私並びにナチスの指導的地位にある者たちの協力が不可能となったことを申し上げねばならない。」

最後の言からは、フランクが、単に自らの正当性を主張するだけではなく、直接ギェルトナーの企てを妨害しようとしていたことは明らかである。当初予定の委員のほぼ半数をドイツ法アカデミーのメンバーが占める中、事ここに至つてようやくギェルトナーも事態の重大さに気づかされたにちがいない。次官シュレーゲルベルガーがライヒ官房長官ラッマースに宛てた一〇月三十一日付の書簡は、明らかに法務省側の狼狽ぶりをあらわすものであつた。「ギェルトナー大臣が明日ライヒ首相閣下との接見を希望いたしております件につき、あなたから明日早朝ライヒ首相閣下にお取り次ぎいただけるとの由、このこと大臣からうかがいました。私からも、明日の接見が実現されますよう、是非ともご配慮いただきたく、改めてお願い申し上げます。もはや猶予は許されません。事態はライヒ首相閣下との直接の面談が緊急不可欠に要請される状況となっております。最後に、万が一希望が叶えられない場合の大臣閣下の心痛をお察しいたできますよう、心よりお願い申し上げます。」

むろん、ギェルトナー自身も手を拱いていたわけではない。同じ日フランクに書簡を送り、先の二七日付の書簡にあつた彼の主張に同調する考えのないことをハッキリと確認してみせたのである。先ず、ライヒ全権委員の地位及び任務に関するフランクの見解は、ギェルトナーが四月一日付の書簡でヒトラーに提示し、またフランク自身も一三日付の電報で賛意を表した見解と矛盾することを指摘した後、ギェルトナーは、さらに法改革に関する権能の所在に関し次のように真つ向から反駁した。即ち、今後予定される法典編纂事業は「もつぱら〔ライヒ法務大臣である〕私にのみ課せら

れた任務」であり、それ故、ライヒ政府の権威のためにも、「内閣に提出されるべき草案を責任をもって作成する作業は法務省に委ねられた専権事項」であることにつきいかなる疑問もあつてはならず、その当然の結果として、委員会の設置場所はライヒ法務省以外にはありえず、フランクが副委員長としてこれに所属することは既に四月一日の書簡に明らかなおりである、と。

以上の措置だけでは不十分であつたのであろう。フランク宛ての書簡のコピーをヒトラーとヘスに送付するとともに、ランマースにも電話で報告したギェルトナーは、さらに、翌二月一日、ランマース宛てに、ヒトラーとの接見が不可能となつた方が一の場合に備えて、以下の三点につき、ヒトラーの了解をとるよう求める手紙を送っている。即ち、ライヒ全権委員の管轄権は四月一日付の書簡に定められたとおりであること、刑法委員会へのフランクの協働はヒトラーの希望するところであること、フランクは一〇月二六日の記者会見により一般に生じた疑問を解消するための適切な手段を講じること、がそれであつた。⁽⁴⁸⁾もつとも、こうした手配は取り越し苦労であつたのかもしれない。ギェルトナーは、一日の午後、書簡が彼に到着する前にヒトラーと会談したランマースから、ヒトラーが彼の主張を全面的に認め、その結果、接見は「まったく必要のない」ものとなつた旨の報告を電話で受け取つたからである。ランマースによると、ギェルトナーの希望を伝えた彼に対しヒトラーは、法改革のための協働は内閣の中でのみもつぱら「責任をもって」行われうるものであること、それ故、「内閣を破壊するような（フランクの言動）に対しては同意を与えることはできず、今後もし従来の発言が繰り返されるような場合、ヘスに対しこれを禁ずる措置をとるよう授權したことを伝えた、とされる。⁽⁴⁹⁾

しかしながら、事はこれだけでは終わらなかつた。フランクは、一〇月二七日付の書簡で仄めかしていたとおり、刑法委員会の開催を妨害する行為に出たからである。彼は、ドイツ法アカデミーの会員であり、またライヒ法務省の刑法

委員会のメンバーにも予定されているフライスラーに対し、一月二日、つまり刑法委員会の開会式前日の夕刻にアカデミーの側の委員会を招集しよう命じたという。この件に関し、プロイセン法務大臣カールとフライスラー本人から報告を受けたギュルトナーは、彼らとの協議に基づき、最終的に、フライスラーはフランクの指示に従わないこと、彼自身は三日の刑法委員会の開会式に予定どおり出席することを決定し、これにより、ようやく一連の騒動にとりあえずの決着が付けられることとなった。⁽⁴⁵⁾

開会式への出席を拒否したフランクは、一二日の国会選挙の終了をまつて反撃の行動に出た。翌一三日、ランマースに電報を送り、司法問題をテーマにヒトラーとの会談を求めた彼は、一六日にベルリンのテニスホールで開かれたナチスドイツ法曹連盟の大会において、その直前に行われたばかりの協議の結果を次のように報告した。「指導者は私に対し改めて以下のとおり言明した。彼は、ナチスドイツ法曹連盟の活動にもつとも強い関心を有するとともに、連盟の中にドイツ法曹の代表を見るものである、と。……私は、『ヒトラー万歳』と叫べば事が一切済むと信ずるような反動的人物に対しては断固たる態度をとるつもりである。本日、〔法改革のための〕各委員会が〔アカデミー内に〕設置され、次週からさっそく活動にとりかかる予定である。これらの委員会は他の機関により設置された委員会と同じ権利を有する。われわれの改革の目的は、一切をドイツの大地とドイツの人種に立脚する、そうした法を構築することにある。そのための最大の原則が『公益が私益に優先する』である。……指導者が本日私に保障したとおり、私は将来の法の指導者として彼から一〇〇%の信頼を与えられており、その限りにおいて、私が〔改革の〕旗を下ろすことなど決してありえない。」⁽⁴⁶⁾

フランクが報告の中で「これらの委員会は……同じ権利を有するものである」と述べているところからもうかがえるとおり、おそらく、ヒトラーは、この日行われた会談において、一月一日のランマース相手の発言とは異なり、いつもの「分割統治」の原則に則つて、フランクの主張を一蹴することなく、ギュルトナーの法務省と並行に、ドイツ法ア

カデミーの活動を認める、そうした妥協策をとったと想像される⁽⁴⁵⁾。翌一七日に開かれたアカデミーの評議会は、法改革の推進を目的に、家族法、婚姻法、世襲農場法、官吏法、国際法等の各分野毎に委員会を設置し、またその内二一の委員会の責任者を決定したが、委員会の活動の根拠、及び今後の活動方針をフランクは次のように明らかにした。「（これらの委員会は）ライヒ首相アドルフ・ヒトラー閣下の委任と全権授与、及び管轄権を有するライヒ各省との合意に基づいて活動する。……〔焦眉の課題である〕刑法改革については、その動きを促進するために、〔法務省の〕委員会と（ドイツ法アカデミーの）委員会は、〔ギェルトナーとフランク〕の共同指導の下に統合されるに至った。プロイセン法務大臣カールがライヒ法務大臣ギェルトナーの、またザクセン法務大臣ティエラックがライヒ全権委員兼國務大臣フランクの、それぞれ代理を務めることになる」と。

二つの刑法委員会が「同じ権利」を有し、さらに「共同指導の下に統合」されるとのフランクの発言を伝えた『フェルキツシャー・ベオバハター』の報道は、ライヒ法務省にとつて思いもかけないものであったにちがいない。シュレーゲルベルガーはカールと謀り、旅行中のギェルトナーの了解を得た後、アカデミーに対し、伝えられる新聞報道の内容は事実無根であり、今後改めてこの件に関して法務省の見解を送付する予定である旨を打電した⁽⁴⁶⁾。ベルリンに戻ったギェルトナーがフランクに以下の抗議の書簡を送ったのは、刑法委員会の第一読会が開始される四日前、一月二三日のことであった。「ドイツ法アカデミーが設置した各委員会に關する新聞報道は、立法活動の指導権に關して〔社会の中に〕疑問を惹き起こす結果となった。冷静で事実即した活動を行うためには、かかる不明瞭な事態を放置しておくことはできない。そのため、私はあなたに対し以下の説明を行うものである。このような書き出しで、ギェルトナーは一つの国家の中で立法編纂事業が二つの組織により担われることなどありえないことを次のように確認した。〔国家が関与すべき事柄につき、目的を明確に自覚した上でこれを実行するためには、唯一の、しかも不可分に統一された責任と

指導が必要とされる。このことは当然立法にとって、またそれにかかわって行われる刑法委員会の設置や構成等の準備活動にとつても妥当する。かかる活動の責任は、ライヒ法務省が自らの管轄権の枠内で担うべきものであり、そのため指導は当然に法務省に帰属しなければならない。それ故、私は、あなたが私の所掌する法案作成に関与しようとするならば、あなたの肩書が何であれ、私の指導に服することを求めるものである。」この後、法改革への広範な民族層の参加は歓迎すべきであり、望ましいものであるとしたギュルトナーは、ドイツ法アカデミーもまたそうした民族の一つのグループにしか過ぎず、「それぞれが担う任務の明確な境界線を曖昧にすることは許されない」として、「同じ権利」の要求を一蹴し、さらに二つの委員会の「統合」問題に関し、次のように結論した。「私は刑法委員会のメンバーに七名のアカデミーの会員を加えることによって両者の関係の強化をはかったつもりである。『共同指導』の下にアカデミーの委員会とわれわれの委員会を『統合』しようとの企ては、概念的に不可能なことであり、それ故、拒否せざるをえない。」⁽⁴⁸⁾

同日、ギュルトナーはヒトラーに対して、フランク宛ての書状のコピーを送付するとともに、添付の書簡で改めて管轄権の明確化を次のように求めている。「立法活動をライヒ法務省から奪い取り、他の委員会に引き受けさせようとする企ては、閣下の適切な措置により失敗に終わりました。私は閣下にこの件に関し感謝申し上げる次第です。しかし、残念ながら、この問題に最終的な決着が付けられるには至っていません。今月一八日付で『フェルキツシャー・ペオバハター』により」報道されたような「アカデミー提案の」組織構成のあり方は実現可能なものとは考えられません。」⁽⁴⁹⁾

翌二四日、フランクはさつそくギュルトナーに次のような回答を返した。「あなたは、私があなたに服することを求めている。しかし、私にとつて存在する指導者はただ一人、アドルフ・ヒトラー、その人以外に存在しない。それ故、指導者及びナチズムの理念を前にして負う責任が命ずる以外の行動をとることは私にとつて不可能である。私はナチスドイツ法曹連盟の設立者、指導者であり、またライヒ監督官の立場にあるが、そうした私に対し、あなたが自分の部下に

なるようにと命じることなどありえないことといわざるをえない。ドイツ法の改革は、今や成就されたナチズム革命に即し、ナチズムの理念を土台に、この理念を生み出した者たちによつてのみ実現可能な課題である。あなたは、ドイツ国民党のメンバーとして、一四年の間、ナチズムとはまったく異なつた典型的に市民的な法政策を支えてきた立場にある。自明のことではあるが、私が協働を望むのは、あなたがライヒ大臣である限りにおいてに他ならない。……古い法学派と新たな未来志向の法理念との協働は完全な平等を基盤としてのみ実現可能である。もしあなたがこうした協働の実現を重要と考えるならば、それは、形式的にも、われわれの二つの委員会がともに同じ権利と義務によつて導かれるということが前提とならねばならない。今や、あなたの最終的な態度決定をお願いする。私にとつて、私の肩書は無であり、指導者への忠誠がすべてである。権利の平等が前提であり、この問題が解決されない限り、私が委員会に参加することなどありえない。」翌々日、ギュルトナーから、再度、「立法活動の監督権に関し、私が先に送つた書簡の内容が最終的な結論であるとみなしていただくよう、お願いする」との回答を得たフランクは、さらに、翌二七日、刑法委員会が本格的な活動を開始したその日に、ギュルトナーに以下の電報を返した。「私は、あなたとの協働を希望し、また、ドイツの立法活動に関し完全に対等な監督権を有するものであるとの確認が、同様に私の最終結論である。」

二つの刑法委員会の活動は、この後しばらくの間、平行した形で進行する。ギュルトナーの委員会が、一九三四年三月三日に第一読会を終了し、五月一二日に『仮草案——総則編』を関係機関に送付、さらに審議結果を七月一二日付で『将来のドイツ刑法（総則）』として出版したことは既に紹介したとおりであるが、これに対し、フランクの委員会もまた五月二六日に開かれたアカデミーの作業会議⁽⁴⁶⁾においてフライスラーの責任の下に総則編に関する審議結果をとりまとめ、審議の基礎となつたテイエラック、エトカー等の報告と合わせて六月に『一般ドイツ刑法の基礎に関するドイツ法アカデミー刑法委員会覚書』⁽⁴⁶⁾として出版している。アカデミーの審議は、「〔法務省の刑法委員会と〕同じ問題を対象に、

平行かつ補充的な活動により、世界觀的立場を特に強調する形で⁽⁴⁶⁾「行われたとされるが、ギユルトナーもまた『覚書』の内容を『総則編』の序文において次のように評価している。「刑法改正に関するドイツ法アカデミーの委員会の活動成果は、この委員会の審議がわれわれの委員会の審議よりも遅れて行われた結果、これを利用することはできなかった。しかし、幸いなことに、法務省次官フライスラー博士が当委員会の委員であり、かつドイツ法アカデミーの刑法委員会の委員長でもあるという事情により、アカデミーの委員会の審議に際して、先行した当委員会の審議結果を（彼を通じて）紹介することができた。一九三四年六月に出版されたアカデミーの覚書に明白であるように、アカデミーの委員会が当委員会の仮草案に掲げている提案とほとんど同一の提案を行っていることは、私の喜びとするところである。」⁽⁴⁶⁾

もつとも、ギユルトナーの「喜び」がフランクのそれではなかったことは確かである。一九三五年一月三〇日付の『フェルキツシャー・ペオバクター』はギユルトナーと彼の委員会に対するあからさまな不満を次のように伝えている。即ち、「〔法務省の〕刑法委員会から最近私宛てに草案が送付されてきた。しかしながら、これにはなお重要な変更が必要であり、それはドイツ法アカデミーとの協働によつて解決されねばならない。これまで繰り返し、ナチズムの思想財を法の領域において実現することの困難性が明らかにされてきた。協働は、ただ、事実在即した知識の他に、とりわけナチズムの闘争精神を断固自己のものとする者によつてのみ可能である⁽⁴⁶⁾」と。この最後の発言からはフランクの不満の原因が奈辺にあつたかがい知ることができよう。こうしたフランクの不满、それを支えた強氣の背景には、前年一二月一九日付で彼が受け取つたヒトラーからの書簡の存在があつたのかもしれない。そこには次のような文面がしたためられていたという。「あなたは、法秩序の再生に〔私と〕協働すべく、ドイツ法アカデミーの中に模範的な一つの機関を設置した。あなたは、それにより、狭義の司法に限らず、すべての法の領域においてナチズムの世界觀を実現すべく、法改革のために〔私と〕協働する可能性を手になつたのである」と。一九四〇年のアカデミーの年次大

会においてこの手紙の内容を紹介したフランクは、さらにこの時次のようなコメントを付している。「この言葉からも明らかとなり、指導者がわれわれに課したドイツ法の全体的な新構成のための活動は、われわれの生存をかけた使命である。われわれの活動の一切はそのためにあり、この任務の達成がわれわれの活動を導く不断の目標となる。ドイツ民族のために、民族のすべての領域にわたり、ナチズムに基づく共同体生活の法秩序を構築し、保障することが、ドイツ法にかかわるわれわれが果たすべきアドルフ・ヒトラーの不滅の業績への貢献に他ならない。」⁽⁴⁶⁾

もつとも、フランクが、法務省の委員会のみならず、自らが主催するドイツ法アカデミーの活動にも決して満足していなかったことは、この時期、党法制局長官として、アカデミーのそれとは異なる、もう一つの刑法委員会を党の内部に設置したことにもあらわれていた。彼は、一九三五年三月一日、「ナチス党綱領に即した刑法の編成及び従来の〔法務省等の〕準備作業への〔党の〕態度決定」を目的に、フィッシュバッツハウにフライスラーやシャフシュタイン、グラウ等七名の委員、四名の協力者、二名の参加者を集めて刑法委員会を開催⁽⁴⁷⁾、六日間に及んだ審議の結果を『新ドイツ刑法のためのナチス綱領（第一部）』⁽⁴⁸⁾にまとめて出版した。委員会の基本精神は、フランクが寄せた以下の序文に明らかである。「刑法の中に、われわれは、民族の自己主張の意思、及び民族の安定を将来にわたって保障せんとする国家の意思を見る。将来の刑法はアドルフ・ヒトラーに指導される国家の要求に合致するものでなければならぬ。……委員会は、純粹にナチズムの基盤に立脚し、ドイツ民族の永遠の法意思を起点として、共同体の優位のために個人のそれを破棄し、また名誉がドイツ的男子たる意識及びドイツ民族生活の中心を成すことを要求するとともに、犯罪者は、その者が社会やその構成組織に対して負うべき義務の紐帯の強度に応じて、峻厳に罰せられることを要求する。」この『綱領』が「新たな刑法のためにわれわれのナチズムの世界観の一般的な基本思想、とりわけ忠誠義務、名誉、共同体、贖罪の思想を明らかにする」ものとして、「総則編」の性格を有するものであったのに対し、フランクは、基本思想を具体的な諸問題

に應用すべく、改めて、一九三六年一〇月にフィッシュバッハウに委員会を招集、その審議結果を『新ドイツ刑法のた
めのナチス綱領——各則編(第二部)⁽⁴⁴⁾』として出版した。『綱領』は、全六二原則から成り、大きく「新刑法の各則に關
する犯罪觀の基本思想」と「犯罪」の二部構成とされ、後者はさらに以下の三章に分かれていた。「民族の基体的価値に
對する犯罪」、「民族共同体の勞働及び任務遂行に對する犯罪」、「民族共同体の成員の生命及び組織に對する犯罪」。

この間、ギュルトナーとフランクの確執は新たな局面を迎えていた。事の発端は、司法行政のライヒへの統合をめぐ
るギュルトナーとカールの主導権争いに起因したカールの刑法委員会からの脱退にあつた。カールは、元來プロイセン
法務大臣として委員会に参加し、そのため正式な党指導部の代表者ではなかつたものの、刑法改革に對する党の見解を
代表する立場にあつたことから、ギュルトナーは、一九三四年四月一六日の會議を最後に姿を見せなくなったカールに
代わつて、早急に党を代表する者の委員会への参加を必要とするに至つたのである。⁽⁴⁵⁾このため、ギュルトナーは、第二
読会の開始が間近に迫つた一九三五年一月一八日、指導者代理ヘスに對し代表委員の派遣を要請する次のような書簡を
送付した。「刑法委員会は本年二月中旬に〔先に關係機關に〕送付した草案に關する第二読会を開催する予定である。こ
の第二読会にあつては、先の書簡で關係機關に提出を依頼したそれぞれの管轄領域にかかわる問題に關する意見だけ
ではなく、とりわけ、党の指導的部局が草案に對していかなる見解を有するものであるかが明らかにされ、議論されるこ
とが必要となる。それは、委員会により最終的に決定された草案が、その時点において、あまり大きな変更なしに、ラ
イヒ内閣に提出されるよう希望するからである。このため、私は、あなたが第二読会に党の代表者を派遣するならば、
このことを大いに歓迎したい。この件、ご了解いただけるのであれば、ただちに代表委員の名前を私宛てに連絡されん
ことをお願いする。」⁽⁴⁶⁾これに對するヘスの回答はおそらくギュルトナーにとつて最悪の結果であつたにちがいない。二月
四日付の回答は次のようである。「ライヒ監督官兼ライヒ大臣フランク博士が、ドイツ刑法典草案に關する第二読会にナ

ナチス党代表委員として参加し、協働することにつき、同意を表明した。この他の事柄に関しては、彼と直接協議されることを希望する。なお、フランク博士は、指導者兼ライヒ首相がライヒ機関の法律案に対する私の関与に関して布告した一九三四年七月二七日の命令に定める資格において、私を代理するものである。」⁽⁴⁷⁾

第二説会は、当初予定の二月一日が、⁽⁴⁸⁾司法行政のライヒへの移行に伴う業務多忙等を理由に、三月二日、さらに二二日へと延期されたが、この日の会議の冒頭、ようやく姿を見せたフランクは委員会への参加を拒否する声明を発表し、その後ただちに会場を後にした。正式の議事録には掲載されなかった彼の発言はギュルトナーの記録によると以下のとおりであった。「国家は、われわれにとつての目的であるナチズムの理念を実現するための手段に過ぎない。このテーゼは指導者により繰り返し明言されてきたところである。それはナチズムのプログラムの争う余地のない基本的思想財である。こうした見解に基づき、私は、刑法典にかかわる党の代表委員として、この委員会に参加しないことこそが目的に適ったことだと結論するに至った。それは、理念の守護者であるナチス党の性格から判断して、刑法委員会の手により完成した草案をナチス党の立場から改めて検討し、最終的な態度決定を行うことこそが必要なことである、と信じるからである。委員会が近々活動の成果の最終的な取りまとめの作業に入ること大いに期待する。しかし、今ここではつきりと、ナチス党は委員会の成果に対する態度決定を明白に留保するということを強調しておきたい。つまり、委員会の結論がナチス党の「理念に」合致しない場合、ナチス党はライヒ内閣に自らの草案を提出することを躊躇するものではない。運動はドイツ民族にとつて重要な批判的機関であり、「したがって、」私がもしこの委員会に参加し、積極的に協働することになれば、それは党における私の立場、及び国家にとつて本来重要な批判的立場をも危険に曝すことになるであろう。ライヒ法務大臣閣下により草案が完成し、内閣がこれを受け取ることを、私は希望している。しかし、そのためには、草案が事前に党の代表委員により、また指導者の第二の人格〔ライヒ首相〕又は本来第一義的である第

一の人格〔党指導者〕により承認されるということが条件となる。今まさに二重の草案が生まれるという危険に直面している。その可能性はきわめて高いといわざるをえない。ギュルトナー博士、あなたはこの可能性を低く見積もるべきではない。何故なら、草案がナチス党の見解に合致しない場合、党は歴史に対する責任の故に自らの草案を用意することになるからである。⁽⁴⁸¹⁾

ギュルトナーは、フランクの「最後通牒」⁽⁴⁸²⁾ともいうべき以上の発言をさつそく翌日付の手紙でヘスに報告し、合わせて、二月四日の手紙で了解された「第二読会へのナチス党の協働の実現」の履行を求め、「現在もつとも重要な諸問題を審議中である」ことを理由に、フランクに代わる党の代表者の早急な派遣を要請した。⁽⁴⁸³⁾しかし、結局、三月三〇日に終了した最初の読会中には後任者の決定に至らず、その一カ月後、五月二日に再会された読会の冒頭、ようやくギュルトナーの口から代表委員の名前と決定の経緯が紹介されるに至った。「前回の会議の冒頭に、ライヒ大臣フランク博士から脱会の希望が表明された。私は、この希望に基づき、彼に対し文書で了解した旨を連絡した。〔三月二三日付の手紙で要請した件に関し〕ライヒ大臣ヘス氏はその後しばらくして私宛に回答を寄せた。それによると、彼は、今回の出来事と指導者に報告し、彼との合意に基づき、刑法典に関する今後の審議のために弁護士兼公証人ゴルツ氏を党の代表者に任命した。彼はゴルツ氏との協議を私に求め、その結果、本日ここにゴルツ氏が出席する運びとなったことを報告する。⁽⁴⁸⁴⁾」

三 刑法典草案の審議とその結末

刑法改革をめぐる主導権争いが、結局、ギュルトナーの勝利に終わったことは間違いない。たとえ、それが「ピュロスの勝利」⁽⁴⁸⁵⁾であったとしてもである。フランク自身もまた、刑法委員会の活動がほぼ終了した一九三六年秋、自ら敗北宣言を行つてゐる。この年のドイツ法アカデミーの年次大会の際、記者会見に応じた彼は、「刑法改革はアカデミーの所掌事項か」との質問に対し、概略次のような答えを返したとされる。即ち、「ライヒ大臣が委員長をつとめる刑法委員会

が、指導者からの特別の授權に基づき、ドイツ刑法の浄化に取り組んでいる。委員会はこれまでに多くの会議を重ね、草案の完成も間近な状況にある。刑法の対象にかかわる世界觀的問題の解明に関しては、党法制局もまた個々の問題につき検討を加え、その成果は刑法委員会の議論に利用されてきた。（私の管轄下にある）諸委員会は、当然のことであるが、刑法委員会からの求めに応じて、協力を惜しまず、また様々な援助を与えてきた。……刑法委員会が、ライヒ大臣ギュルトナー博士の指導の下に、ドイツ民族に対しナチス刑法を付与することに成功するよう、希望している。」

一九三六年一月一日に開かれた閣議において、ギュルトナーは、ヒトラーの臨席の下、ヘスやフランクも出席する中、各閣僚に対し近日中に新たな刑法典の草案を理由書とともに送付することを報告、合わせて、「〔新刑法典〕の公布が一九三七年一月三〇日に実現されるべく、それまでの間に〔草案に関する〕意見があれば適宜申し述べるよう」にとの要請を行った。⁽⁴⁸⁷⁾ さつそく、翌二日、ギュルトナーは、以下の書状を添付した上で、草案をライヒ官房長官宛てに送付し、各大臣への配布方を依頼した。即ち、「指導者兼ライヒ首相の希望に基づき、ドイツ刑法典は一九三七年一月三〇日に公布される手筈となった。それ故、私は、草案をこの日の直近に開かれる閣議の議題に挙げ、一九三三年三月二四日の民族及びライヒの困難除去のための法律に基づいて議決されるようお願いするものである」と。⁽⁴⁸⁸⁾ 当初書状にあった「指導者兼ライヒ首相の命令及び一月一日の閣議の決定に基づき」との文言が、最終的に上記のとおり「指導者兼ライヒ首相の希望……」に書き改められたものの⁽⁴⁸⁹⁾、いずれにせよ、この時点、ギュルトナーは、先の閣議でヒトラーが異を唱えず、またヘスやフランクも口を挟まなかったことから、大方の了解が得られたとし、次回閣議での順調な議決を想定していたことは間違いない。⁽⁴⁹⁰⁾ また、草案に対する党や国家からの修整要求に関しても、先の書状は、「指導者代理は、法案の作成に関し、彼の代理を通して刑法委員会の活動に常に関与してきたところである。また、〔刑法委員会は〕その他の国家機関とも絶えず協議を重ねてきた」として、「次回の閣議までの間に、ライヒ法務省の専門官（L・シェーファー、

リーチュ、グラウ、K・シェーファー、ドナーニ）との協議により適切に解決されることにならう」との見通しを明らかにしていた。つまり、これまでの審議の過程において、党及び国家の意見、要求等は十分に草案に反映され、今後は簡単な微調整で十分であった、というわけだ。さらに、四日には、各大臣宛てに文書を送付し、窓口となる五人の専門官がそれぞれ担当する草案の条項を明示するとともに、合わせて、迅速な協議のために、「文書の交換をできる限り避け、口頭又は電話によって行う」ようにとの要請を行つた。⁽⁴⁹²⁾

この間、ギュルトナーは刑法典の成立に備えたもう一つの手を打っている。先の二日付の文書に刑法典草案と並んで添付されていた法案——『ドイツ刑法典の施行に関する法律案』——がそうであった。法律は、「一九三七年一月三〇日のドイツ刑法典の施行時期については、ライヒ法務大臣がこれを決定する。」との一カ条からなるものであったが、立法理由として、ギュルトナーは、新刑法典の精神と内容の理解のための十分な時間の用意の必要性、及び関連法である刑事訴訟法、刑事執行法等の未整備を挙げ、そのため、「現時点では、刑法典の施行の期日を特定せず、むしろその決定をライヒ法務大臣に委ねることが適切である」と結論していた。⁽⁴⁹³⁾

一日の閣議で約束されながら、完成が遅れたため、結局二日の草案の発送に間に合わなかった立法理由書はようやく一六日付で各大臣宛てに送付され、⁽⁴⁹⁴⁾ 次回の閣議での決着への準備が整ったものの、その後の事態の進展は、一月三〇日の公布を信じて疑わなかつたギュルトナーのまったく予想もしなかつたものであったにちがいない。最初の攻撃は、ここでもやはり、フランクからのものであった。一二月一七日付でギュルトナーが受け取った書簡は次のようにいう。「ドイツ法アカデミーは、今回、刑法委員会の草案が提出されたことを受けて、一九三六年一〇月一三日の指導者兼ライヒ首相の回状に基づき、この草案に対する態度決定を行うこととした。そのため、私は、一九三七年一月二日に開催するドイツ法アカデミーの拡大刑法委員会にあなたを招請するものである」と。⁽⁴⁹⁵⁾ フランクが引き合いに出した回状は、既

に紹介したとおり、⁽⁴⁹⁶⁾法案作成段階でのドイツ法アカデミーの関与の保障を目的に、管轄大臣に対し「そのことが適当と判断される」ことを条件にアカデミーからの意見聴取の機会を設けることを求めたものであったが、フランクは今回これを根拠に管轄大臣であるギュルトナーを協議の場に引き出そうとしたことになる。これに対し、ギュルトナーは、二一日付で、「私は、ライヒ内閣の外で行われる法案に関する協議に参加する権利を有するものとは考えない。招集の根拠とされた指導者兼ライヒ首相の回状は、私の理解によれば、既に閣議に提出された法案には適用されないものである」⁽⁴⁹⁷⁾との回答を返した。

フランクの妨害行為に対して、ギュルトナーは、事の顛末を報告したヘス宛ての書簡の中でも、「回状は、閣議に法案が提出される以前の立法段階だけを想定する」ものであるとの見解を繰り返し、さらに、今後は「フランクは」ただライヒ大臣の立場からのみ法案に対し意見を申し立てうるにすぎない」として、これを一蹴したものの、翌二二日付でライヒ官房長官から受け取った書簡は、フランクのそれとは異なり、彼にとつて決定的な意味をもつものであったにちがいない。「指導者兼ライヒ首相は」とランマースはいう。「その後の検討の結果、以下の確信に至った。即ち、一九三七年一月三〇日は、新しいドイツ刑法典を公布する上で、適当な日付とはいえない、と。指導者兼ライヒ首相は、さらに、法案についての詳細な予備的審議が不可欠であり、したがってまた、ライヒ閣議における審議をその時までを終えることは不可能である、との考えに至っている」⁽⁴⁹⁸⁾。翌二三日付のヘスからの書簡もまたこれに追い打ちをかけるに十分なものであったと思われる。「最近草案に関する説明を受けたが、私だけではなく、他の大臣からも多くの提案と修整希望が提出されることが予想される。それ故、一九三七年一月三〇日に向けて議決が可能かは疑問である。さらに加えて、刑法改革に関する第二の重要な法律である刑事訴訟法が完成していないことを挙げねばならない。二つの法律のもつ緊密な関係から見て、刑法典を今ただちに議決により確定してしまうことは得策とはいえない。閣議において、先ず第一読

会を行い、そこでは、関連する法律案の作成が順調に進展するまで、修整を前提とした基本的な合意に留め、その後、第二読会において最終的な決定を行うことが妥当である。⁽⁵⁰⁾

こうした状況の下、一九三七年一月二六日に開かれた閣議において、ギュルトナーが、ただ、「刑法典草案をできる限り早期に議決するよう」にとの希望を語り、「この目的を実現するために可能な一切の事柄を行う用意がある」との決意を表明することしかできなかったとして、それもまた当然のことであつたらう。閣議では、カールが「背反的噂の流布の罪——」外国において真実の事柄を流布した者は、その事柄がドイツライヒ又はライヒ政府の威信を棄損するものである場合、……処罰されるものとする。——」に関する緊急の特別立法の必要性を訴えたが、これに対し、ギュルトナーは、かかる条項もまた刑法典に属するものであるとし、個別の事柄を対象とする先行的な特別立法を拒否。結局、閣議は、「既に開始されたライヒ内閣による個々の章に関する審議の後に、刑法典草案をできる限り早期に議決すべき」ことを「合意」して終了した。⁽⁵¹⁾

翌日、ギュルトナーとフランクの会談がランマースを交えて彼の屋敷内で行われた。⁽⁵²⁾この時、フランクが、「ヘスは刑法に関する党内の監督責任を彼に委譲し、またヘスの省が有する刑法典に関する一切の文書を譲り受けた」と主張したのに対し、ギュルトナーは、「私はヘスからこの件につき今まで何らの報告も受けていない」との回答を返した。⁽⁵³⁾翌二八日、指導者代理機関の刑法課長ゾンマーから、党ライヒ法制局法政策部長バルトより刑法典の編纂に参加するには及ばないとの連絡を受けたことを電話で知らされたギュルトナーは、前日の会談の件と合わせて、即日ヘスと電話で話し合いをもち、その結果を自らのノートに次のようにまとめている。「私はフランクからの報告をヘスに語ったところ、彼はそうした事実はないとした。また、刑法典の協議に際し党を代表する唯一の立場にある者はヘスであり、彼以外には存在しないことを確認した。私が、ライヒ大臣であるフランクの立場がヘスを拘束することになるかと質問したのに対し

て、彼の回答は、それは何ら問題とはならないというものであった。さらにヘスは以下の点を確認した。フランクの任務は、刑法典に関して党機関から寄せられる提案を単に集約し、ヘスに報告することでしかない、また、刑法典に関する書類については、フランクがそれを要求したことは事実であるが、彼に渡ったわけではない、と。この後、ギュルトナーが今後の党への対応について以下の説明を行い、ヘスはそれを了解したという。「フランクの刑法典草案に関する立場は他の閣僚のそれと何ら変わるものではない。したがって、私はこれまで通り指導者代理であるあなたを草案に対する党の唯一の代表者とみなすものである。」⁽⁵⁰⁾

閣議から四日後の一月三〇日、ヒトラーは、恒例となった国会演説の中で、進行中の刑法改革の動きに触れ、その意義と今後の見通しを次のように明らかにした。「民族を保全し、その安全を、反社会的分枝、つまりは共同体の義務を免れんとし、また共同体の利益を侵害するあの卑劣な連中から保護することが司法の果たすべき課題である。それ故、ドイツの法生活においても、今後、民族が個人の上に立つ。以上の簡単な確認から出発して、現在、もつとも偉大な改革が進行中であり、それはわれわれがかつて経験したことのないものである。そのために必要とされる〔立法〕措置はいまだ完成には至っていないものの、数週間の内に国民に対し公表される予定である。ドイツ司法は、新たなドイツ刑法典の中に、彼らが使命とするドイツ民族の保護のための根柢を見出すであろう。」⁽⁵¹⁾「数週間の内に」とのヒトラーの言にもかかわらず、草案に関する本格的審議が始まったのはようやく当初予定の三月二日からさらに一週間遅れの三月九日の閣議からであった。この間、各大臣等から寄せられた修整要求に対する検討を目的に、二月四日から一三日にかけて拡大刑法委員会を開催したギュルトナーは、その審議結果に基づいて第一条から第一三二条を対象に一〇箇所にわたる修整、追加を行い、完成した草案の新版を二月二〇日付で「ライヒ閣議によるドイツ刑法典に関する審議の準備のため」に「ライヒ官房長官宛てに送付するとともに、各大臣への配布方を依頼した。」⁽⁵²⁾

三月九日の閣議が審議の対象としたのは、事前に送付された新版の内、前文及び第一部総則編（第一条〜第八八条）であった。冒頭、ギュルトナーは、草案に関する基本的な解説を行った後、さらに、草案の特徴を成す三つの柱として、「大逆犯及び背反犯」、「常習犯罪者及び職業犯罪者」に対する「処罰の強化」、並びに「裁判官の法律の文言からの解放」を挙げた。最後の「法律からの解放」については、「判決の柔軟性をより高めるため」との理由が挙げられていたものの、指導者兼ライヒ首相が唯一絶対の立法者であった以上、これが裁判官による自由な法の創造を認めるものでなかったことはいままでもない。この件に関連して発言したヒトラーが、最近ボンで発生した誘拐事件を取り上げ、「たとえ法律の定める刑罰の枠が無視される結果になろうと、状況により刑罰を強化し、あるいは軽減することの必要性」について言及したのに対し、ギュルトナーは、「既に今日すべての犯罪にわたって刑罰の枠は広く設定されており、この点に關し草案の内容を変更する必要はない」との回答を返した。⁽⁵⁰⁾

この後行われた各条項を対象とした説会は、いきなり「前文」に対するヒトラーの異議申立てから始まった。ちなみに、前文は次のようにいう。「ドイツ刑法はナチズムの基本的觀念により貫徹されなければならないとの確信に基づき、ライヒ政府はこの法律を議決し、ドイツ民族に付与するものである。法及び不法に関する民族の健全な感情が刑法の内容及びその適用を規定する。不法に対する贖罪、民族の保護、共同体意思の確立が刑法の意義であり、目的である。名誉と忠誠、人種と遺伝素質、国防力と労働力、育種と規律を保護することが刑法の課題である。『公益が私益に優先する』との原則が刑法の特徴を刻印する。以上の精神に基づき法律が作られた。法の宣告はこの精神に基づき職業的裁判官により行われるべきものであり、彼らは正義の守護者としてドイツ民族に奉仕する。」⁽⁵¹⁾この内、冒頭部分に關し、ヒトラーは、「ナチズムの世界観はいまだ完全に実現されてはいない。一切の法律は、民族と国家が今この瞬間に置かれている状況に適合して作られたものでしかない」との理由を挙げ、「第一文に同意することはできない」との結論を下した。つま

り、ヒトラーの頭の中では、当該草案がたとえ制定、公布されようと、それは決してナチス刑法の完成版ではなく、所詮は暫定的なものでしかなかつたというわけだ。⁽³²⁾ 長い意見交換の後、冒頭部分を次のように書き改めることで決着した。「ドイツ刑法はドイツ民族の保全及びナチス国家の安全に奉仕するものとする。この目的のため、ライヒ政府は以下の法律を議決し、ドイツ民族に付与するものである。」さらに、第三文以下についても、文言の順番を組み替え、「民族の保護」を「不法に対する贖罪」の、また、「人種と遺伝素質」を「忠誠と名譽」の、それぞれ前に置くことで合意したが、これらの修整もヒトラーの「明白な希望」によるものであつた。この後の各条項に関する読会により、「公職にある者」に法律が定める国防軍構成員や労働奉仕団員、弁護士、医師、薬剤師等の他に「党及び下部組織の職員」を含むこと（第三五条）の合意が得られた他、「自己喪失的酩酊」を単に責任軽減理由としただけでなく、より積極的に加重理由とすること（第二二条）、「斬首」以外の死刑執行方法の採用の余地をライヒ法務大臣に付与すること（第二五条）等の若干の追加・修整を行った上で、この日の閣議は第八八条までの審議を終了した。ただし、審議結果の取り扱ひに関しては、今後、個々の条項の文章表現につき、各大臣からの提案を基にライヒ法務大臣との合意により修整を行う余地を残すこと⁽³³⁾で決着した。

五月二一日の閣議は、それまでに関係大臣等から寄せられた修整要求等に基づきライヒ法務省により一部修整、追加を施された新版⁽³⁴⁾を基に、ヒトラーによる議長の下、第二部各則編第一編「民族の保護」第一章「民族に対する裏切」から審議に入った。大逆罪及び背反罪に関する基本的見解として、ヒトラーが、「民族は、大逆罪及び背反罪が通常死刑でもって罰せられるもつとも重大な犯罪とみなすよう教育されねばならない」との方針を明らかにし、これにゲッベルスが強い支持を表明するとともに、さらに「大逆罪及び背反罪はとりわけ心情犯罪である」との見解を加えた。これらの見解を審議の出发点として、刑罰の加重を中心に、各条項の修整が次のように決定された。即ち、死刑とともに名譽喪

失刑を規定するライヒ高権に対する大逆罪（第八九条）等のすべての条項につき、これを死刑に先置すること、大逆罪の勧誘（第九二条）及び予備（第九三条）に対する刑罰を死刑とすること、背反罪の内、「行為がライヒの福利にとつていかなる危険も惹起しえなかつた」ケースに対する減刑措置に関する規定（第一〇〇条第二項、第一〇一条第二項等）を削除すること、戦時における敵対国への武器による加担行為等（第一一〇条）に対する刑罰を死刑とすること、ライヒの外交関係にとつて重要な意義を有する証拠の隠滅等の行為（第一一四条）及び背反的行為の勧誘（第一一八条）に対する刑罰を名譽刑及び死刑とすること等がそうであつた。この他、ドイツ民族の生存根拠に対する大逆罪（第九〇条）に関しては、同年一月三〇日の国会演説において、ヒトラーが「今日国家的に形成されてきたドイツ民族の眞の生存を、一つの憲法により未来永劫確立し、われわれドイツ人の不滅の基本法へと高めることが、将来の課題となるであろう」と発言したことを受けて、ライヒ法務省の提案通り、保護法益を当初の「ドイツ民族の生存の根拠」から「ドイツライヒのナチスの憲法体制」に代えることにつき合意が得られた。第二章以降に関しては、第三章「ドイツ民族の名譽に対する侵害」の内、指導者兼ライヒ首相に対する名譽棄損罪（第一二三条）を「指導者兼ライヒ首相からの強い希望に基づいて」削除し、これをドイツ民族に対する名譽棄損罪（第一二四条）に統合することとした。この他、ライヒ法務省の提案通り、当初の第七章「投票の保護」（第二八二条から第二八六条）を第三章aとして、同じく第一章「外交関係の妨害」（第二七六条から第二八一条）を、第三章bとしてそれぞれ第一編に編入することを決定した。

これ以降も、草案審議のための閣議が一九三七年六月二三日、一二月九日の二回にわたつて開かれ、全体のほぼ半分にあたる第二一四条までの条項が、これまでと同様の審議の結果、一部修整の上、承認されている。この間、一〇月六日に、ギュルトナーは、ヒトラーと刑法改革の継続に関する話し合いを持ち、その際、「刑典編纂」作業の最大限の促進」の約束を取り付け、自らのノートに「刑典草案は次回以降のすべての閣議の議題となるであろう」との考えを

書き記し、フライスラーに草案の修整作業を促したものの、⁽²¹⁾この彼の目論見は、結果として、完全な見込み外れに終わることになる。草案審議のための閣議はこの後開かれた一二月九日の閣議が最後となり、閣議そのものもまた一九三八年二月五日を境に開かれなくなったからである。

最後の閣議から二カ月後の四月八日、ギュルトナーはウイーンに向かうヒトラーとリンツで草案の今後の取り扱いについて協議を行い、その結果を翌日二人の次官に次のように報告している。「指導者は、イタリア旅行から帰国した後、三回の閣議を連続して開き、そこで刑法典草案を議決することを約束した」と。五月一日のヒトラーの帰国を待つて、ギュルトナーは、この件に関し、翌日付でライヒ官房長官に宛て以下の書簡を送付した。「草案を議決し、ただちに公布することが今緊急に求められている。従来法のもつ欠陥は、過渡期の間は我慢しうるものであったとはいえ、ますますそれと感ぜられるものとなってきた。既に多くの機関の長からは、私のもとに、草案の一部の条項だけでもただちに立法化するようにとの要請が届いている。とりわけ、オーストリアの併合はわれわれに草案の早急な議決を迫っている。形式的には一八五二年の制定になるものの、さらに一七八七年、一八〇三年にまで遡るオーストリア刑法典とライヒ刑法典との相異は実務に重大な困難をもたらすことが予想される。さらに、国防軍最高司令部長官からも、軍事的理由により、オーストリアとドイツの現行の軍刑法の統合のために国防軍刑法典草案の早急な議決の必要性が強調され、この解決のためには刑法典の制定が前提となることを理由に、草案の審議の促進が求められている。リンツにおいて指導者兼ライヒ首相との間でもった協議の中で、指導者は、イタリア訪問からの帰国後、草案の議決のために三回の閣議を開くことを約束した。」⁽²²⁾

この書簡を受けたランマースは、六月三日付で各大臣宛てに、「今月中に刑法典草案の最終決定のための閣議が三回にわたって開かれる予定である。この開催が六月七日から一五日の間になるのか、あるいは今月中旬以降になるのかは未

定である」との文書を送達した。さらに四日後の六月七日、ギュルトナーは、ライヒ官房長官宛てに、「ドイツ刑法典の草案の更なる審議の準備のために」、一九三七年二月九日の閣議における審議結果の他、各大臣から寄せられた修整要求に基づいて作成した新版を送付するとともに、各大臣への配布方を依頼した。しかしながら、七月に入っても、予定されていたはずの閣議の招集はなく、こうした事態を前にして、ライヒ官房とライヒ法務省の間で新たな議決方法の採用が検討され、その結果は七月六日付の文書としてライヒ官房長官から各大臣宛てに送られた。「六月三日の文書で連絡した閣議の開催は、この間指導者兼ライヒ首相が他の事柄に忙殺されることになった結果、不可能となった。しかし、草案の議決の必要性が切迫していることに変わりはない。現行刑法の欠缺はますますそれと感ぜられるものとなっている。……指導者兼ライヒ首相は、こうした事態を前に、草案の議決の促進のために、ライヒ法務大臣の提案に基づき、以下の審議方法を採用することを私に対し委任した。(1)草案の第一条から第二十四条はこれまでの閣議において既に解決済である。(2)一九三八年六月七日付で送達した草案の第二一五条から第四八三条については、各大臣から一九三八年八月三十一日までに修整提案が私のもとに提出されない限り、承認されたものとみなすこととする。」

ライヒ内務大臣を中心に、ライヒ経済大臣、ライヒ宣伝啓蒙大臣、指導者代理等から寄せられた修整提案に対し、ギュルトナーは「文書による草案の審議の継続を求める指導者の指示」に基づいて関係大臣等との間で持ち回りの協議を行い、早期の決着に向けた努力を重ねたものの、丁度その最中、党の側から送付された九月三〇日付の二通の書簡はこうした彼らの努力に対し「致命的な打撃」を与えるに十分なものであったにちがいない。

その内、ヘスからライヒ官房長官に宛てられた書簡は、これまでも指摘されてきた刑法典を刑事執行法等の関連法律に先行して議決することへの疑問、経済背反罪や名誉棄損罪等の構成要件に関する修整意見の他に、党の立場から法典編纂そのものに対し決定的な疑問を突きつけるものであった。「私は、個々の条項の内容は別にして、刑法典に内在する

構造的理理由から、法典の議決には反対せざるをえない。指導者は、一九三七年一月三〇日の国会演説において、刑法典の制定により司法ははじめて民族の保全に奉仕するための根柢を手にする事になると語った。……その際、指導者は、個人のための安寧と秩序の維持に代わって、民族を出発点とする事により、共通の義務を免れ、共通の利益を害せんとする連中から民族を革命的に保護することを刑法典の課題とした。指導者は、この目的のために、司法を党、国家、軍隊等とともに一つの戦線に位置づけたのである。司法の義務は、それらと協働して民族の保全につとめることにある。司法は、かかる反社会的人物に対する戦いにおいて、もつとも偉大な仲間を党の中に見い出す事となった。」以上の認識から出発し、ヘスは、「草案の欠陥はこうした点について一切の配慮を欠くことにある」とした上で、さらに、党指導部が刑法典編纂に反対する根本的理由を次のように明らかにした。「党は、自らに課せられた教育課題を実現するために、個々の民族同胞の内面にまで踏み込むことを常に求められている。その際、法益の侵害にまで至ることは避けられない。……〔しかしながら、〕自らの義務の履行のために個人の法益を侵害する者を訴追することがあつてはならない。ところが、まったく逆に、草案は、その他の今日の法律と同様、個人に対し、彼らが党から身を守るための武器を提供するものとなっている。……今必要とされることは法律に対するこれまでとは異なつた関係のあり様である。長い捜査や審理の挙げ句に、法律が、事後的に、党に対し訴訟の打ち切りや無罪放免、恩赦を与えるといったことは適切なやり方とはいえない。党が、最近の立法に表現されているとおり、国家とともにライヒの構成要素としてライヒの構造の中に組み込まれたと信じて間違いない以上、そのように結論して差し支えないであろう。……党の任務は社会的観点から見て好ましくからぬ日常生活の諸現象を除去することにあるが、その際、法律がそのことをわれわれに命じているか否かは問うところではない。党の活動範囲に限界はなく、また党が個人の裁きをどのように行うべきかも予め定められうるものではない。……そうである以上、党の任務の遂行が必然的に個人の法益に対する侵害を伴わざるをえない所では法益の保

護にも一定の制限が置かれるとする、そうした一般的な規則がとつきの昔に作られていたとして、何ら不思議はないと考
える。」ヘスの主張が、党及びその機関を新たな刑法典から解放し、この際一挙に、政權掌握以降常に問題とされてきた
党の活動と刑事司法、さらには党と国家の關係そのものを解決せんとする意図に出たものであったことは明らかである。⁽⁵³⁵⁾
「党の活動が」とヘスは続ける。「訴追機関により犯罪行為として捜査の対象とされるといった事態をできるだけ避けた
いとするのが私の考えである。そのため、私はライヒ法務大臣に対し以下の提案を行ったところである。即ち、もとも
と軽微な事件の訴追に關し裁量權を有する訴追機関と、国家にかかわる重大事件に關し審理の打ち切りを命じる權能を
有する指導者との間に一つの審級を設置し、訴追を放棄する公の利益が訴追を行うことの利益を上回る場合、法務大臣
が指導者代理との合意に基づき訴追そのもの中止を命じる、といった方策が考えられる。」書簡の最後を、ヘスは指導
者への仲介を依頼する言葉で締めくくった。「私は、指導者に対し私の見解を報告し、また必要な場合には提案の補充説
明を行う機会を設けていただくことをお願いするものである。いかなる場合であれ、私は指導者に先んじて事を決しよ
うとする考えはない。」⁽⁵³⁶⁾

ヘスの書簡と同じ日、フランクもまたライヒ官房長官及び全閣僚に対し「(刑法典)草案全体に対する私の基本的見解」
を「審議未了となつてゐる第二八七条から第四八三条に關する意見」を付して送付してゐる。「ライヒ法務大臣がはじめ
て刑法典草案の説明を行った際、既に、私は、ナチズムの法改革にとつて重要となるかかる領域を最終的に法典化する
機が熟したといえるのかとの危懼を抱かされたものである。ドイツ民族の政治的健全性が不斷に回復された結果、今日
うやく、いくつかの理念的価値が民族共同体にとつて有する意義が十全な形で認識されるに至つたところである。今日
なお、ナチス国家がその保護を引き受けなければならぬいくつかの基本的価値に關し、それらが民族同胞により議論
の余地のない形で完全に受け入れられる程には確定されていまいといった状況にある。」このように法典化の時機未だ熟

さずとしたフランクは、草案自体の中に見られる、構成要件の不適切な分割や無用のカズイステイック、不適切な法文表現、法典全体の構成・編別の技術的欠陥を指摘し、個々の条項のもつ重大な欠陥と合わせて、「こうした法律が実際適用された場合、不一致や不正義、さらには望ましからざる政治的影響をもたらすにちがいない」と断じた。さらにフランクは、これまでの草案審議の過程において、多くの条項に対し修整や追加が行われたことを挙げ、その結果、草案はナチズムの世界観に依拠した法典としての「統一性」を喪失するに至ったとし、現在行われている持ち回りの協議のやり方は、本来統一性を担保するはずの指導者兼ライヒ首相の指導力を排除し、こうした統一性の回復を阻害するものではない、と結論する⁽³³⁷⁾。

かかる党側の動きに対応すべく、ギュルトナーは一〇月一八日付の書簡でフランクに対し、「(先に提出された)草案の編成及び個々の構成要件に関する修整提案につき両省の専門官による協議を一月三日にライヒ法務省内で行う」ことを提案⁽³³⁸⁾、さらに、その二日後、ライヒ官房長官宛てにフランクに対する反論をしたためた書簡を送付した。先ず、「修整によって草案の統一性はいささかも損なわれていない」としたギュルトナーは、法典化が時期尚早であるとの主張に對しても次のように反論した。「今日のような変化の時代が包括的な法典化にとって好ましい時代でないことはたしかであれ、しかしながら、自由主義の時代に作られた古い法律をナチズムのそれによって置き換えることの必要性もまた否定しえないところである。ナチスライヒの成立から既に六年、かかる課題をさらに先送りすることは許されない。草案の早急な議決が必要であり、指導者からはそのための技術的手段が与えられている」と。さらに、フランクから提出された異議の取り扱いに関しては、それらの内「未だ指導者の手により解決されていない」条項については、他の大臣から寄せられている修整提案と同様、「事態に即した検討を加え、また、フランク博士との協議によってできる限りの解決をはかる」とし、その上で予定される閣議での最終審議に臨みたいとした⁽³³⁹⁾。

ギェルトナーが提案した一月三日の協議に関して、フランクは一〇月二六日付の書簡で、「草案全体に対する疑念が存在する」こと、さらに「指導者代理もまた、指導者の決定を求めるには、草案に対する根本的な疑念があるとして、疑念がある」との回答を返している。⁽⁵⁴⁾この後、フランクがビューラーを通じて「専門官による協議の前にギェルトナーとの直接の会談を行うこと」を求めたのに対し、ギェルトナーもまたシェーファーを通じて「提案を了解した。会談の時機についてはいずれ連絡する。ただし、予定されているヘスとの会談の結果を待ちたい」との回答を送付させた。⁽⁵⁵⁾

指導者代理機関との意見の調整に関しては、フランクのそれとは異なり、ギェルトナーからの提案に基づき、専門官による協議がライヒ内務省を含め一月四日に行われ、さらに、ライヒ官房長官は一月二日付のヘス宛ての書簡の中で、「九月三〇日付のあなたの書簡を私は指導者に報告するつもりであるが、そこで取り扱われている問題は非常に重要な意味をもつものと考えられることから、私は、あなたとライヒ法務大臣が共同して指導者に報告（し、決定を仰ぐよう）勧めるものである」との考えを示し、ライヒ法務大臣にもこの写しを送付している。⁽⁵⁶⁾両者の協議の実現はこの程度一カ月後のことになるが、事前に、ギェルトナーは、九月三〇日のヘスの書簡に対する自らの見解を文書にまとめ、これを十一月二日付でランマースに送付するとともに、ヘス宛てにもその写しを「あなたから寄せられた希望につき、私の今回の新たな提案に基づいて、一度われわれの間で協議をもつことを提案したい」との文書とともに送っている。⁽⁵⁷⁾

「指導者代理から提案された諸問題につき、指導者の決定が必要であるとの見解については、私も異論はない。指導者代理が求めている（指導者への）報告の場に私も参加することを希望する。……報告の準備を目的に、指導者代理の主張に対する私の見解を以下にまとめておきたい。」このような書き出しで始まるギェルトナーの一月二日付文書は、九月三〇日付のヘスの書簡のすべてにわたって逐一自説を展開するものであるが、その中心となつたのは、いうま

でもなく、党と刑法典、そして刑事司法の関係をめぐる問題であつた。先ず、「司法は、反社会的人物に対する戦いにおいて、もつとも偉大な仲間を党の中に見い出すこととなつた」とのヘスの主張に異論はないとしたものの、ギェルトナーは、「刑法典草案が党に制約を課し、その結果、党の教育活動に耐えがたい妨げとなるという指摘には賛成することはできない」とし、さらに、「党の機関が刑法命令に拘束されることについては何ら官吏と変わるところはない」と断じた上で、党を刑法、刑事司法から解放する考えのないことを改めて次のように確認した。「たとえば、管区指導者が有害とみなした民族同胞を彼の確信に基づいて処罰する権能といったものは存在しない。彼らに対する刑罰は、それが生命刑であれ、名誉刑、財産刑であれ、そのための権限を有する国家の機関により、予め定められた手続きに従つて課せられるべきものである。さもなければ、法的安定性は損なわれることになるであろう。しかし、ただ一つの統一的刑法が、またその統一的執行のみが存在しうるのである」と。もつとも、ギェルトナーもまた「しばしば党が、特別措置に際して、客観的に、またおそらくは主観的にもあれこれの構成要件に該当する行為（たとえば、公安の侵害、傷害、殺人、監禁）を行わざるをえない状況があること」については十分了解するものであるという。ギェルトナーは、そのため、「こうしたケースに関しては、これまでは、刑事訴追を中止し、あるいは刑罰免除法を適用する主観的理由がない限り、私は指導者兼ライヒ首相に公訴手続きの取り下げを提案するといった解決策を講じてきた」とし、もしヘスが要求するように中間審級を設置するならば、それは結果的にこうした指導者の権能を侵すものであると主張する。即ち、「従来の方策は指導者の国家高権にもつぱら配慮してとらえてきたものであり、この方策を変更するようにとの提案を行うことは私にはできない。指導者代理は、かるケースに対応するため、刑事手続きの開始又は継続の中止を命じる権能を有する一つの審級を設けようとのお考えをお持ちのようであるが、それは、指導者に対し、彼が有する刑事手続の取り下げの権能を他の機関に譲渡することを要請する結果とならう。かような機関の法制化は、私見によれば、従来排他的に指

導者の手の中にあつた重要な一つの国家高権を分割しようとするものに他ならない。その結果、指導者は内外の注目を集める重要な事件に関する決定権を手放すことにならう」と。このように事が指導者の権能にかかわりをもつことを理由に、ギェルトナーは、「この件に関する決定は指導者の判断に委ねることが妥当である」と結論する。

ギェルトナーとヘスの協議は二月二日に実現されたが、この結果をさつそく文書にまとめ、同日付でヘス宛てに送付したギェルトナーは、その中で、協議の対象となつた第四二九条a、第四二四条、第二三一条、第三三四、第二四一条を挙げ、これらの条項につき「われわれは意見の一致を見た」とし、次のように結論している。「以上により、刑法典草案に関しわれわれの間にあつた唯一の相異点が解決された。今後、あなたが草案に同意することを確約されんことをお願いする。」このまとめからは、もつとも重要な争点であるはずの党と刑法典、そして刑事司法の関係をめぐる問題が棚上げされたことは明らかである。⁽⁵⁴⁾「本日の協議は草案に関しわれわれの間になお存在する意見の相異を払拭した」とのギェルトナーの言にもかかわらず、単に問題を先送りしたにすぎなかつたことは翌一三日付でヘスからギェルトナーに宛てられた書簡に見られるとおりであつた。「新しい法律をただちに議決することにより、現行刑法の欠陥を早急に解決する必要があるとのあなたの指摘に鑑み、私は刑法典を先行的に議決することへの懸念を控える用意がある。」このように刑法典の単独公布に同意を示しながらも、ヘスは、なお、根本的な問題が未解決であることを次のように指摘している。「しかしながら、第二部〔各則編〕の条項の議決に関しては以下の事柄が満たされることを前提に賛成したい。即ち、もし訴追しないことに関する公の利益が訴追の利益を上回る場合、構成要件や対象者に限定をつけることなく、政治的な中心審級により訴追の中止を命じることができるとする、そうした条項を含む手続法が作られるということである。以上の前提からあなたが出発されることをお願いする。」最後に、ヘスはギェルトナーに次のように念を押すことを忘れていない。「指導者への報告の際、私の以上の見解を伝えていただくようお願いするものである」と。⁽⁵⁵⁾これに対し、

ギュルトナーは一六日付の返書の中で、「草案の議決の前、あるいは第二部の施行の前に、あなたが希望された刑事手続法に関する条項が指導者により決定されなければならないとの考えに同意するものである」⁽⁵⁰⁾と明言するとともに、同日、ランマースに対しても、「〔ヘスとの協議により〕刑法典草案の先行的議決に対する彼の懸念が払拭されるに至った」⁽⁵¹⁾ことを報告している。

ランマース宛ての書簡の最後で、ギュルトナーが、「いまだ実現されるに至っていないが、この協議の結果をまっぴら更なる報告を行うことを約束する」としていたフランクとの協議は、両省の専門官の事前の協議を経て、ようやく年明けの一月一九日に実現されたものの、結果は、フランクが従来の主張を変えず、物別れに終わったとされる。⁽⁵²⁾ にもかくにもフランクとの協議を終えたギュルトナーは、二月一日、ライヒ官房長官に対し、これまで行われてきた持ち回り協議の結果を次のように報告するに至った。「〔経済背反罪をめぐる〕一部の問題を除き、今現在、関係機関のすべての責任者との間で刑法典草案に関する完全な合意が達成された。ただし、フランク大臣との間では合意は得られていない。彼は現時点における草案の議決に反対であるとの基本的姿勢を変えるには至っていない。私が確信するところ、二年前に祝祭的に宣言され、その後の切迫した外交関係をめぐる問題によってこれまで延期されてきた刑法典草案の議決を妨げるものはや存在しなくなった。この確信は、軍刑法典草案に関連して〔刑法典の早期の議決を求めている〕ゲーリング元帥及び国防軍最高司令部長官と共有するものである。それ故、指導者兼ライヒ首相への報告の機会を設けていただき、刑法改革の实行、及び指導者兼ライヒ首相の決定を必要とすると思われる個々の問題に関して私から直接説明することを希望するものである」⁽⁵³⁾。

四月に草案の新版が完成し、⁽⁵⁴⁾ すべての準備が整ったものの、ヒトラーが法案の議決に向けて何らかの行動に出ることはなかった。前年末に、ギュルトナーは、ライヒ官房長官から、「指導者は刑法典草案の今後の取り扱いを一九三九年一

月中旬に予定される閣議において決することを決定した⁽⁵⁵⁵⁾」との報告を受け取っていたものの、既に前年二月五日を最後に途絶えていた閣議が再び招集されることはなかった。手詰まりとなったギェルトナーが採った最後の道は、彼自身はそのメンバーではなかったものの、国防軍との関係から刑法典の早期制定に積極的なゲーリングが議長をつとめる国防最高評議会による法案の議決であった。一九三九年一月九日付でゲーリングに対し「刑法典草案に関するわれわれの協議に関連して、私は、国防最高評議会の開催日を決定し、また会議への私の参加をお命じいただくようお願いするのである⁽⁵⁵⁶⁾」との書簡を送ったギェルトナーは、三日後の一二日に、ランマースに対してでもゲーリング宛ての書簡の写しとともに、両者の協議の結果を次のように報告している。「ゲーリング元帥閣下は、口頭での協議に際し、刑法典草案の議決のために、国防最高評議会を二回程度、それも今週中に開催する意向を持っていることを明らかにした。この考えを私は心から歓迎する。……この件についてご承知おきいただくと同時に、国防最高評議会の開催の必要性をご認識いただくようお願いするものである⁽⁵⁵⁷⁾」。この四日後に、ギェルトナーはゲーリングから先の一月九日付の書簡を返送されたが、そこには、ゲーリングの自筆で次のような書き込みがなされていた。「(1)私は指導者と協議した。(2)多くの大臣が新年に入ってただちに会議を開催するように求めている。(3)法律の議決のために会議の時間がどの程度必要か、私宛てに報告をされた⁽⁵⁵⁸⁾」。二月一日、ギェルトナーはゲーリングに対し、先の返信の礼を述べるとともに、国防最高評議会を「一九四〇年一月三日」に開催するよう求めた。「会議に要する時間は、私の計算では、せいぜい六時間程度であり、二回に分けて開けば十分であろう。それ以上の協議は必要とは思われない。既に草案の最初の二一四カ条は閣議において議決済であり、残りについてもすべての関係機関の長及び指導者代理の合意が得られている⁽⁵⁵⁹⁾」。

ギェルトナーはこの時半ば手中にしたはずの果実を結局失うことになる。彼がゲーリングとともにライヒ官房長官から受け取った二月一八日付の書簡は、刑法典制定に向けた六年間にわたるこれまでの一切の努力が無に帰したことを

告げていた。「私は、一九三九年二月二日付のあなたからの書簡に関して、指導者に対し、国防最高評議会がドイツ刑法典草案を命令草案として提出する計画であることを報告した。これに対する指導者の回答は以下のとおりであった。即ち、ドイツ刑法典の議決は正規の立法方法により行われなければならない、また、この他にも、新刑法典の議決の時機が今なのかについては疑問がある、と。以上、私は間違いなくあなたに報告するものである。」

第八章 立法の終焉

刑法改革の動きにゴーサインを出しながら、その後は終始傍観者を決め込み、最後に「民族の最高立法権者」として法典化に引導を渡したヒトラーの思惑が奈辺にあつたかはともかく、少なくとも確かな一つことは、この時点、包括的な法典制定の必要性など雲散霧消してしまつていたという事実である。おそらく、ヒトラーとナチスの指導部にとつて、ギュルトナーがようやくにして最後にまとめあげた四八九カ条の内、ただ一つの条項があれば十分であつたと思われる。即ち、第一条がそれであつた。「法律が可罰的であると宣言した行為、又は健全な民族感情に基づき刑法の基本思想との一致により処罰に値する行為を行った者は罰せられる。行為を可罰的と宣言する特定の法律が存在しない場合、行為者は、その基本思想が当該行為にもつともよく適合する法律に基づき罰せられる。」この条項と「前文」を合わせれば、あえて新たな刑法典を制定するまでもなく、一八七一年の「刑法典」をそのままに、改正刑法や緊急法令による必要最小限の立法措置により、「民族の保護、不法に対する贖罪、共同体意思の確立」といった刑法及び刑事司法の課題は実現可能であつたにちがいない。それは、ゲッペルスが、或る時ヒトラーに対し、「民族同胞に広く知られたナチスの民族指導の諸原則を犯したすべての者に、軽懲役、重懲役、あるいはとりわけ重大な場合にあつては死刑が宣告される、

そうした一つの法律」の制定を提案し、さらに「こうした法律によつて、われわれは〔反社会的分枝に対する〕国内の戦争指導の全体を一つの新たな基礎の上に置き、とりわけこれまでわれわれの追求の手を免れてきた事件の一切に対し断固たる措置をとることが可能となるであらう」と語つていたとおりである。

実際、新刑法典の制定をまつまでもなく、既に一九三五年六月二八日に実施された刑法改正は、「刑事司法の柔軟化、実質的正義の実現及び民族共同体のより効果的な保護」を目的に、罪刑法定主義の原則を宣言したそれまでの第二条に代わつて、草案第一条とほぼ同様の以下の条項を置いていた。「法律が可罰的であると宣言した行為、又は刑罰法規の基本思想もしくは健全な民族感情に基づき処罰に値する行為を行った者は罰せられる。行為に対し直接適用されるべき特定の刑罰法規が存在しない場合、行為はそれにもつともよく適合する基本精神を持った法律に基づいて罰せられる。」この二カ月足らず後に開催された国際刑法・監獄会議で『ドイツ刑法革新の中の正義の思想』と題する記念講演を行ったギュルトナーは、その中で、右の改正刑法の持つ意義と機能に関して、次のように法務省の見解を明らかにしていた。「非難されるべきあらゆる行為はしかるべき報いを見い出さねばなりません。いかなる者も法律の網の目を潜り抜けることは許されないので。むしろ、非難されるべき行為を行った者は、誰であれ、法律の不備にかかわらず、本来彼に帰属すべき処罰を課せられなければなりません。それ故、*Nulla poena sine lege*に対し、*Nullum crimen sine poena* という原則が打ち立てられたのです。」このように刑法改正の理由を明らかにしたギュルトナーは、さらに、この改正の結果、刑法並びに刑事司法に對しまつた新たな課題、「真なる正義の実現」が課せられるに至つたとする。「法律が自らの定める刑罰規定に違反した者だけを処罰することで満足するならば、正義の目標をただ部分的に実現しうるに過ぎないでしょう。……いうまでもなく、将来起こりうるあらゆるケースを予見し、前もつて制定法化することはいかなる立法者にとつても不可能なことです。しかし、法律が不完全であるからといって、非難されるべき行為に對する処罰が

行われぬようなことがあつてはならないのです。むしろ、立法者が欠缺の存在を知つたならば、それを埋めるであらうと考えられる場合、処罰が実行されなければなりません。それが真なる正義からする要求なのです。」もはや「形式的不法」は新たなナチス刑法の理念ではないとギェルトナーはいう。「それに代わつて実質的不法の概念が」登場しました。民族共同体の利益に対するあらゆる侵害、民族の道徳秩序の要求に対するあらゆる違反が不法とみなされることになりました。それ故、今後ドイツでは法律によつて禁じられていない場合でも不法が行われうることになるでしょう。刑罰による威嚇が存在しない場合でも、民族共同体が立てた生存目標に対するあらゆる侵害は不法となるのです。」⁽⁵⁶⁶⁾

ギェルトナーの言のとおりであるとするならば、たとえ彼自身そのことに気づいていなかったにせよ、新たな刑法典の制定など不要なことであつたといわねばならない。実質的不法の概念が支配するところでは、民族の目標、世界観が存在すれば、それだけで十分であつたにちがひなかつたのだから。一九三三年一月二七日に審議を開始した刑法委員会が最初のテーマに「罪刑法定主義の原則」を選んだことは、後から見れば、彼らの活動の結果を暗示するものであつたのかもしれない。第一報告者に指名されたダムが、罪刑法定主義の原則をナチズムの世界観と相いれるものではないと断罪し、さらに、「犯罪は形式的法律に対する違反ではなく、民族共同体に対する侵害である」とした上で、「犯罪は書かれた法律からただちに認識可能なものではない。犯罪行為の対象となる民族の根柢は書かれた法律から独立に、即目的に存在する」と断じた時⁽⁵⁶⁷⁾、既に法典化作業の挫折は、その出発時点において、決定されていたといつて過言ではない。

法典化の動きに止めを刺した一九三九年末の決定からおよそ二年後の一九四一年一月一・二日の深夜のこと、ヒトラーは、東部戦線に設けられた総司令本部の中で、いつもの取り巻き連を相手に、行政について、また司法について語り、さらに立法に関して次のように自説を展開したとされる。「立法によつて今より以上に構成要件を詳細に規定するこ

とはわれわれにとつて何の役にも立たないであろう。重要な事柄というものは、統一的な法律の適用が可能となるように概念的に整備しようとしても、そもそもそれは不可能なことなのである。「(一定の条件さえ整えば)われわれは(ナチズムの)諸原則を現在ある法典に取つて代わらせることが可能となる。イギリス人はいまだに憲法なるものをもっていない。彼らの憲法は不文の掟であり、それは法文化の必要なしに彼らの中に生きている。一人一人のイギリス人が国民と国家にかかわる一切の問題においてあの誇り高い態度をとるのも、彼らがこうした不文の掟を共有していることによる。」⁽³⁸⁾

アドルフ・ヒトラーの「意思」が「不文の掟」と同一視され、さらに、それに取つて代わつたとして、指導者の人格の中に民族の生存法則がもつとも純粹かつ強固に体现されると考えられていた限り、それは当然の成り行きであつたといわねばならない。一九四二年四月二十六日、法律でもなければ、命令でもない、まして法典でもなく、それらに代わつて、指導者の意思そのものが民族の生存の基準となり、一切を決する掟となる、そうしたまったく新たな時代が始まつた。この日、第三ライヒの最後となつた国会において、ヒトラーは招集された議員を前に或る一つの権能の裁可を要求した。「私は、その解決が国家の存亡を決する重大な課題に対し無条件の服従と行動が捧げられない場合、直ちにこれに干渉し、自ら相応の措置をとる権能を、国民が私に対し付与せられんことを期待する。戦線、銃後、輸送機関、行政、司法は、勝利の達成というただ一つの思想に服さねばならない。この時にあつて、何人といえども既得権(既存の法)に固執することは許されず、むしろ、今日存在するのは義務のみであることを知らねばならない。それ故、私はドイツライヒ国会に対し以下の明白な裁可をお願いする。即ち、すべての者に彼らの義務の履行を求め、また、私の良心に照らして義務を履行していないと認められる者どもに対しては、彼らが誰であるか、またいかなる既得権を有しているかに関係なく、懲戒処分を行い、またその職から追放する制定法上の権能を私が有していること(39)の確認がそうである。」

この後、ゲーリング議長の提唱により、ライヒ国会は、立法機関としての最後の仕事を成し遂げるべく、ヒトラーの要請のまま、以下の決定を満場一致で議決した。⁽⁵⁰⁾「ドイツ民族の存亡を賭けた戦争の今日の時点にあって、指導者が、勝利を実現し促進する一切の事柄を実行しようという彼によって要求せられた権能を掌握するものでなければならぬことは自明のことである。それ故、指導者は、既存の法規に拘束されることなく、国民と国家の指導者、国防軍最高司令官、政府の長、最高行政権所有者、最高裁判権所有者、かつ党の指導者として、いついかなる状況においてであれ、必要とあらば、すべてのドイツ人——兵士、将校、下級又は上級官吏、裁判官、党の指導的又は下級職員、労働者、被傭者を問わず——に対し彼らの義務の履行を彼にとって適当と思われるあらゆる手段を使って強制し、また、かかる義務に対する侵害がなされた場合、自らの良心に基づき、その者の法的権利にかかわりなく、当人にふさわしい贖罪を科し、個別に所定の手続きをとることなく、彼の職業、身分、地位から追放する権限を有するものとする。」⁽⁵¹⁾

国会による議決ではあれ、これは法律でも命令でもなかった。それは、ライヒ国会自身がいうように、「指導者が自らの演説の中で求めた権能を、ライヒ国会議長の提案に基づき、全会一致で承認し」、その結果を「指導者の委任に基づいて告知した」ものでしかなかった。それ故、ライヒ官報がこれを「法律」ではなく、「大ドイツライヒ国会の『決定』」として報知したことは故なきことではない。もともと、この決定がヒトラーの権能を生み出すものでなかったことは、改めて断るまでもないことであろう。それがいつものとおり指導者意思と民族意思の合致を確認し、指導者と民族の団結と相互の信頼を内外に向けて表現し、主張する単なる喝采の儀式でしかなかったことは当然のこととして、今回の決定のもつ意義は、単にそうしたことにとどまらず、最後の国会にふさわしく、文字通り、ライヒ国会が立法機関としての自らの役割を最後に封印し、さらに第三ライヒにおける立法と法律の優越性の無効と終焉をはっきりと刻印したことにあつたにちがいない。それにより、ライヒ国会は、ゲーリングが語ったとおり、「民族の発展に標石」を置き、

「歴史」となったのだ。⁽³⁷⁾これ以降、なお第三ライヒの終焉に至るまで国防最高評議会等による立法は続くものの、指導者がそのことを望めば、彼の意思が、ライヒ政府等の立法機関により法律や命令の形に転換されるまでもなく、さらには、指導者命令としての体裁をとる必要さえなく、ただちに、そしてそれだけで既に「法」となり、それ故、共同体を保護し、共同体意思を確立し、民族の生存法則を実現するために、法律も命令も必要とはしない、そうした新たな時代が始まったのである。

略語表

略語については法政研究七巻二号一七六頁、三号二四頁、八巻一号一二六頁に掲載のものを参照されたい。なお、新たに追加した略語は左記の通りである。

AdRK Akten der Reichskanzlei, Regierung Hitler, 1983 ~ 2002

Quellen W. Schubert/J. Regge/P. Riess/W. Schmid(Hg.) Quellen zur Reform des Straf- und Strafprozessrechts, Berlin 1988 ~ 1994

注

(37) ナチス時代の刑法典編纂事業の経緯に関し、ホッヘは一九六七年に出版した“Die gleichgeschaltete Justiz”の中で、「一九三六年一〇月にライヒ法務大臣は〔刑法典〕草案を閣議に提出した。第一編『民族の保護』に関する審議は一九三七年五月一日に行われた。その結果はよく知られていない。」(S.46)としていたが、その後、一九八八年以降、レッゲとシューベルトが中心となっ

- の編集・出版した“Quellen zur Reform des Straf- und Strafprozessrechts. II. Abtheilung“に於て、刑法委員会が審議経過及び結果の全貌が初めて明らかたれば、やがて、ブルーノマンの“Justiz im Dritten Reich 1933-1940“に於て、關係がなる法条審議の経過が連邦文書館所蔵の未公刊史料を基に詳らかにたられるに至つた。本章は特にブルーノマンの研究に依拠するものである。(註) P/N, IIC-6-S.1(neu). (註) R.Freisler DStR 1934,S.5. (註) AdRR, Teil I, Bd.1., S.365f. (註) Quellen, II-1.1.S.1ff. (註) BA, R22/4723, Bl. 244f. (註) BA, R22/4723, Bl.242,244. (註) BA, R22/4723, Bl.241,244. (註) R.Freisler DJ 1933,S.623. (註) Quellen, II-2.1.S.XIV. (註) Quellen, II-1.1.S.1ff., A.1. (註) BA, R22/852, Bl.15. (註) Quellen, II-1.1.S.XIV. (註) BA, R22/4723, Bl.243. (註) BA, R22/4723, Bl.245. (註) Quellen, II-2.1.S.1. (註) Quellen, II-2.1.S.1., DJ 1933,S.622. (註) DJ 1933,S.728. (註) Quellen, II-2.1.S.2. (註) DJ 1936,S.1699. (註) Nationalsozialistisches Strafrecht, Denkschrift des Preussischen Justizministers, Berlin 1933. (註) F.Gürtner(Hg.), Das kommende deutsche Strafrecht, Allgemeiner Teil, 2.Aufl., Berlin 1935,S.7. (註) Quellen, II-1.1.S.83ff. (註) Quellen, II-2.1.S.XV. (註) F.Gürtner(Hg.), Das kommende deutsche Strafrecht, Allgemeiner Teil, 2.Aufl., Berlin 1936,S.1699. (註) F.Gürtner(Hg.), Das kommende deutsche Strafrecht, Besonderer Teil, 2.Aufl., Berlin 1936. (註) Quellen, II-1.1.S.103ff. (註) BA, R22/852, Bl.15ff. (註) BA, R22/852, Bl.21. (註) DJ 1936,S.1699f. (註) Quellen, II-2.1.S.544. (註) Quellen, II-1.1.S.341ff. (註) BA, R22/854, Bl.276. (註) Quellen, II-2.4.S.494. (註) Quellen, II-1.1.S.409ff. (註) BA, R22/854, Bl.291,302. (註) F.Gürtner/R.Freisler(Hg.), Das neue Strafrecht, Grundsätzliche Gedanken zum Geleit, 2.Aufl., Berlin 1936. (註) VB vom 6.11.1936. (註) Quellen, II-2.3.S.233. (註) F.Gürtner/R.Freisler(Hg.), Das neue Strafrecht, S.13. (註) L.Gruchmann, Justiz im Dritten Reich, 1933-1940, München 1987,S.757. (註) L.Gruchmann, a.a.O., S.754. (註) BA, R43II/1505, Bl.46. (註) BA, R22/4723, Bl.241. (註) BA, R22/4723, Bl.242. (註) Quellen, II-2.1.S.XIV.A.16. (註) Quellen, II-2.1.S.XIV.A.16. (註) BA, R22/4723, Bl.243. (註) L.Gruchmann, a.a.O., S.754f. (註) VB vom 27.10.1933. (註) L.Gruchmann, a.a.O., S.754. (註) L.Gruchmann, a.a.O., S.755. (註) BA, R22/4723, Bl.238f. (註) BA, R22/4723, Bl.237. (註) L.Gru-

chmann,a.a.O.,S.756. (等) A.a.O. (等) L.Gruchmann,a.a.O.,S.757. (等) A.a.O. (等) BA,R43II/1505,BI.72. (等) VB vom 17.11.1933.
 (等) L.Gruchmann,a.a.O. (等) VB vom 18.11.1933. (等) L.Gruchmann,a.a.O.,S.758. (等) BA,R22/4723,BI.235. (等) BA,R22/4723,
 BI.234. (等) BA,R22/4723,BI.227. (等) BA,R22/4723,BI.222. (等) BA,R22/4723,BI.216. (等) DJ 1934.S.715. (等) Denkschrift des
 Zentrallausschusses der Strafrechtsabteilung der Akademie für Deutsches Recht über die Grundzüge eines Allgemeinen
 Deutschen Strafrechts,Berlin 1934. (等) JAKDR 1933/4,S.168. (等) F.Gürtner(Hg.),Das kommende deutsche Strafrecht.All-
 gemeiner Teil,2.Aufl.,S.7. (等) VB.Süd.Ausgabe vom 30.1.1935. (等) H.Frank,ZAKDR 1940,S.341. (等) L.Gruchmann,a.a.O.,S.
 767. (等) H.Frank(Hg.),Nationalsozialistische Leitsätze für ein neues deutsche Strafrecht.1.Teil,2.Aufl.,Berlin 1935,S.8. (等)
 A.a.O.,S.7f. (等) H.Frank(Hg.),Nationalsozialistische Leitsätze für ein neues deutsche Strafrecht. 1.Teil. (等) A.a.O.,S.5f. (等)
 H.Frank(Hg.),Nationalsozialistische Leitsätze für ein neues deutsche Strafrecht.Besonderer(2),Teil,Berlin 1936,S.5. (等) H.
 Frank(Hg.),Nationalsozialistische Leitsätze für ein neues deutsche Strafrecht.Besonderer(2),Teil. (等) L.Gruchmann,a.a.O.,S.
 767. (等) BA,R22/852,BI.70f. (等) BA,R22/852,BI.343. (等) BA,R22/852,BI.331. (等) BA,R22/852,BI.336. (等) BA,R22/852,BI.349.
 (等) BA,R22/852,BI.356ff. (等) L.Gruchmann,a.a.O.,S.769. (等) BA,R22/852,BI.357f. (等) Quellen,II-2,3,S.233. (等) E.Reitter,
 Franz Gürtner,S.150. (等) DJ 1936,S.1666. (等) AdRK,Bd.III.,S.733. (等) BA,R22/854,BI.291. (等) BA,R22/854,BI.291. (等) L.
 Gruchmann,a.a.O.,S.792. (等) BA,R22/854,BI.291f. (等) BA,R22/854,BI.297f. (等) BA,R22/854,BI.294f. (等) BA,R22/854,BI.302.
 (等) BA,R22/854,BI.304. (等) 雑川神樂川總° (等) BA,R22/854,BI.307. (等) BA,R22/854,BI.306. (等) BA,R22/854,BI.320. (等) BA,
 R22/854,BI.321f. (等) Quellen,II-1,2,S.617. (等) BA,R43II/1513,BI.53. (等) BA,R43II/1513,BI.54. (等) BA,R43II/1513,BI.54f. (等)
 VB vom 31.1.1937. (等) BA,R22/854,BI.555. (等) BA,R22/854,BI.557. (等) BA,R22/854,BI.428ff. (等) BA,R22/854,BI.427. (等)
 BA,R22/855,BI.159ff. (等) Quellen,II-1,1,S.409. (等) L.Gruchmann,a.a.O.,S.798. (等) BA,R22/855,BI.167f. (等) BA,R22/855,BI.

- 24ff. (国) Domarus, S. 674. (国) BA, R22/855, Bl. 25. (国) BA, R22/855, Bl. 34. (国) BA, R22/855, Bl. 162f., 169f. (国) BA, R22/855, Bl. 171ff. (国) BA, R22/855, Bl. 212ff. (国) BA, R22/855, Bl. 158. (国) BA, R22/855, Bl. 351. (国) BA, R22/855, Bl. 218ff. (国) BA, R22/855, Bl. 260. (国) BA, R22/855, Bl. 220ff. (国) BA, R22/855, Bl. 262ff., 264. (国) BA, R22/855, Bl. 291. (国) BA, R22/856, Bl. 48f., 57, 74ff., 119ff. (国) BA, R22/855, Bl. 286. (国) BA, R22/856, Bl. 146ff. (国) BA, R22/856, Bl. 82ff. (国) BA, R22/856, Bl. 137. (国) ZB., BA, R22/856, Bl. 152ff. (国) L. Gruchmann, a. a. O., S. 807. (国) L. Gruchmann, a. a. O., S. 808. (国) BA, R22/856, Bl. 167ff. (国) BA, R22/855, Bl. 298ff. (国) BA, R22/855, Bl. 296. (国) BA, R22/855, Bl. 349f. (国) BA, R22/855, Bl. 375. (国) BA, R22/855, Bl. 377a. (国) BA, R22/856, Bl. 46f. (国) BA, R22/856, Bl. 86ff. (国) BA, R22/856, Bl. 173. (国) BA, R22/856, Bl. 174ff. (国) BA, R22/856, Bl. 179. (国) BA, R22/856, Bl. 181. (国) L. Gruchmann, a. a. O., S. 816f. (国) BA, R22/856, Bl. 185. (国) BA, R22/856, Bl. 186. (国) BA, R22/856, Bl. 186. (国) BA, R22/855, Bl. 377a.; L. Gruchmann, a. a. O., S. 818. (国) BA, R22/856, Bl. 210ff. (国) BA, R22/855, Bl. 401ff. (国) BA, R22/855, Bl. 361. (国) BA, R22/856, Bl. 137. (国) BA, R22/856, Bl. 139. (国) BA, R22/856, Bl. 140. (国) BA, R22/856, Bl. 141. (国) BA, R22/856, Bl. 144. [R43II/1513a] (国) BA, R22/855, Bl. 401ff. (国) BA, R22/855, Bl. 402. (国) R. G. Reuth (Hg.), Josef Goebbels Tagebücher 1924-1945, München 1992, S. 1771. (国) RGBI 1935, Teil I, S. 839. (国) Amtliche Sonderveröffentlichungen der Deutschen Justiz Nr. 10, S. 27. (国) F. Gürtner, Das neue Strafrecht, S. 22ff. (国) Quellen, II-2, 1, S. 5ff. (国) Jochmann, S. 120f. (国) StBVR, Bd. 460, S. 117. (国) StBVR, Bd. 460, S. 119f. (国) RGBI 1942, Teil I, S. 247. (国) StBVR, Bd. 460, S. 119.

〔一部史料の利用と引用について〕 Bundesarchiv Koblenzの便宜に許可を求めた。ここに記す「感謝状」は以下のとおり。